

伊勢原市道路占用許可基準

(趣旨)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）で定めるもののほか、道路占用許可をする場合に必要となる許可基準を定めるものとする。

(許可の基本条件)

第2条 道路占用は、次の各号いずれにも該当する場合に限り、認めることができる。

- (1) 道路本来の機能を害さず、又は影響を与えない場合
- (2) 道路の構造を害さず、又は影響を与えない場合
- (3) 道路の敷地外に余地がない場合
- (4) 継続して維持管理することができる場合
- (5) 公序良俗に反しないものであって、信義誠実に利用されるものである場合
- (6) 道路占用料や監督事務費の滞納の無い場合

(許可対象物件)

第3条 道路占用物件は、道路法、道路法施行令及びこの基準に規定する物件以外のものについて許可してはならない。ただし、類似する物件であって市長が特に認めるものについては、この限りでない。

(用語の定義)

第4条 この基準において、次の各号に掲げる意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路余地 歩車道及び道路付属物以外の道路区域をいう。
- (2) 歩道の有効幅員 歩道の幅員のうち、植樹帯、駒止及び既存占用物件の占める部分を除いた、歩行者の通行の用に供することができる部分の幅員をいう。
- (3) 緑地帯 植樹帯を除く、専ら樹木及び草花が植栽されている道路区域をいう。

(例外的許可)

第5条 この基準において「原則認めない」と規定した物件で、他に代替手法がなく、具体的に申請者の生活や社会活動に重大な支障が生ずることが明確な場合に限り、例外的に許可することができる。

(掘削制限区間の許可基準)

第6条 掘削の制限をしている区間に係る占用掘削申請がされた場合において、市長は申請者に対して制限期間後の申請をするように指導する。ただし、申請者がやむを得ず申請する場合は、「掘削制限中の市道掘削理由書」を提出させ、申請者の生活権を保障する場合に限り、条件を付して許可するものとする。

(物件ごとの許可基準)

第7条 占用物件ごとの許可基準は、別紙のとおりとする。この場合において、国の通知等は、許可基準の参考資料として準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年1月1日から施行する。

(伊勢原市道路占用許可基準の廃止)

- 2 伊勢原市道路占用許可基準（平成12年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この告示の施行日前に許可を受けていた物件の許可の更新の取扱いについては、なお、従前の例による。

伊勢原市 道路占用許可基準 目次

占 用 物 件 区 分	ページ	許可類型
法第1号物件	柱 類	電柱・電話柱
		ガス管防災ブロック施設用無線柱
		街路灯・防犯灯
		カーブミラー
		委託信号機柱
		防災行政無線柱
	線 類	地上電線類
		電話線
		有線音楽放送線
		有線テレビジョン放送線
		共同アンテナ用ケーブル
		交通量測定用ケーブル等
		イルミネーション
	塔 類	変圧塔・送電塔
		広告塔・交通安全塔類
		共同アンテナ塔類
	郵便差出箱	郵便差出箱
	公衆電話所	公衆電話所
	建 物	地上変圧器
		流量計ボックス
		ガス管防災ブロック施設用計器盤
		交番・公衆便所・防災備蓄倉庫類
		あずまや類
		上屋（バス・タクシー乗場）
	簡易設置物	消火ホース格納箱
		ベンチ類
		公衆用ゴミ容器・灰皿
		フラワーポット
	碑	彫像・彫刻・記念碑・時計台
	その他	花壇
		駐輪場
		基準点
		公衆電話内のテレカ販売機
		P H S 無線基地局

法第2号物件	地下埋設管	地下埋設管（土被は41～）	40～43	公益上認
--------	-------	---------------	-------	------

占 用 物 件 区 分			ページ	許可類型
法第2号物件	地下埋設管	排水管	44	要件で可
法第3号物件	鉄道・軌道	鉄道・軌道	45	公益上認
法第4号物件	歩廊	アーケード	46	抑 制
	その他	固定式日よけ（雨よけ）	47・48	要件で可
		巻上式日よけ（雨よけ）	49・50	要件で可
法第5号物件	地下街	地下街	51	原則不可
	地下室	地下室	52	原則不可
	通路類	一般通路	53	要件で可
		通路橋	54・55	要件で可
		上空通路	56・57	抑 制
		地下通路	58	原則不可
	その他	地下駐車場	59	要件で可
		合併浄化槽	60	極力抑制
法第6号物件	露店	露店	61	要件で可
	商品置場	商品置場	62	不 可
	その他	松飾り・七夕飾り	63	要件で可
		祭飾り	64	抑 制
政令1号物件	看板類	立看板	65	抑 制
		突出し看板・野立て看板	66・67	要件で可
		添加看板	68	要件で可
		公共掲示板・地域案内図板類	69	要件で可
		緊急自動車出動看板	70	要件で可
	標識類	広域避難場所誘導案内標識	71	要件で可
		スクールゾーン標識	72	要件で可
		消防水利標識	73	要件で可
		バス停留所標識	74・75	要件で可
		タクシー乗場標識	76	要件で可
		駐車場案内標識	77～80	要件で可
		震災避難誘導標識	81・82	要件で可
		公共施設案内標識	83～85	要件で可
		駐車場案内システム電光掲示板	86	公益上認
		自転車放置禁止標識類	87	公益上認
	旗ざお	旗ざお	88	不 可
	パーキング・メーター	パーキング・メーター	89	要件で可
	幕	幕	90	抑 制

	アーチ	アーチ（鳥居は除く）	9 1	原則不可
--	-----	------------	-----	------

占 用 物 件 区 分			ページ	許可類型
政令 1 号物件	その他	選挙運動用のポスター等	9 2	原則不可
政令 2 号物件	工事用施設	工事用板囲・足場・落下防護用施設	93～96	抑 制
		詰所	97・98	抑 制
政令 3 号物件	工事用材料	工事用材料置場	9 9	抑 制
政令 6 号物件	トンネル上の施設	トンネルの上に設ける施設	1 0 0	抑 制
	高架下施設	高架道路の路面下における施設	101・102	抑 制

第1号物件 - 柱類 -

電柱・電話柱（支線、支線柱を含む。）

（方針）

公益上やむを得ない場合に限り認めることができるが、次の各項に該当する場合に限る。

- 1 道路敷地以外に適当な場所がなく、やむを得ない場合に限り認めることができる。
- 2 電柱を新設又は建替えする場合において、他の柱に共架することができる場合には、単独柱の占用は認めない。
- 3 既成市街地外の新設又は改築バイパスについては、道路敷地外に余地があると認められるから、道路敷地外に設けるよう指導するものとする。
- 4 市街地で電線類の地中化が可能な区域においては、極力地下線路の検討をすることとし、地中化が不可能な場合で電柱等の設置がやむを得ないものに限り認めることができる。

（位置）

- 1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置するものとする。
- 2 ただし、歩道を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には次によるものとする。

（1）植栽帯（施設帯）のある場合

歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置であって、植栽帯（施設帯）の幅員の中央部

（2）植栽帯（施設帯）のない場合

歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、かつ、歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。

- 3 同一線路に係わる電柱は道路の同一側に設け、かつ、歩道を有しない道路にあってはその対側に占用物件がある場合においてはこれと8メートル以上の距離を保たせるものとする。ただし、道路が交差し、接続し、屈曲する場所においてはこの限りでない。
- 4 歩道を有しない道路においては、道路が交差し、接続し、屈曲する場所での設置は認めない。

（構造）

- 1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は通行に支障を及ぼさないものとする。
- 2 電柱の脚ていは、路面から1.8メートル以上の高さに道路の方向と平行して設けなければならない。
- 3 支線及び支線柱には、危険表示を示すため黄色に黒色の縞状のガード等を取り付けること。

第1号物件 - 柱類 -

ガス管防災ブロック施設用無線柱

(方針)

公益上やむを得ないもので、次の各項に該当する場合に限り、認めることができる。

- 1 道路敷地外に適当な場所がない場合
- 2 ガス事業者が防災対策として設置する場合
- 3 既成市街地外の新設又は改築バイパスについては、道路敷地外に余地があると認められるから、道路敷地外に設けるよう指導するものとする。

(位置)

- 1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は、路端に設置できる。
- 2 ただし、歩道を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることができない場合には次によるものとする。

(1) 植栽帯(施設帯)のある場合

歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置であって、植栽帯(施設帯)の幅員の中央部

(2) 植栽帯(施設帯)のない場合

歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、かつ、歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。

- 3 歩道を有しない道路においては、道路が交差し、接続し、屈曲する場所での設置は認めない。

(構造)

- 1 相当程度の風雨、地震等に耐える堅固なもので倒壊、落下等により道路の構造又は通行に支障を及ぼさないものとする。
- 2 電柱の脚ていは、路面から1.8メートル以上の高さに道路の方向と平行して設けなければならない。
- 3 支線及び支線柱には、危険表示を示すため黄色に黒色の縞状のガード等を取り付けること。

(その他)

無線受信装置は、一体のものとして取扱う。

第1号物件 ―柱類―

街（路）灯・防犯灯

（方針）

次の場合に限り、認めることができる。

地方公共団体、自治会、商店会、その他これらに準ずる団体が設ける場合

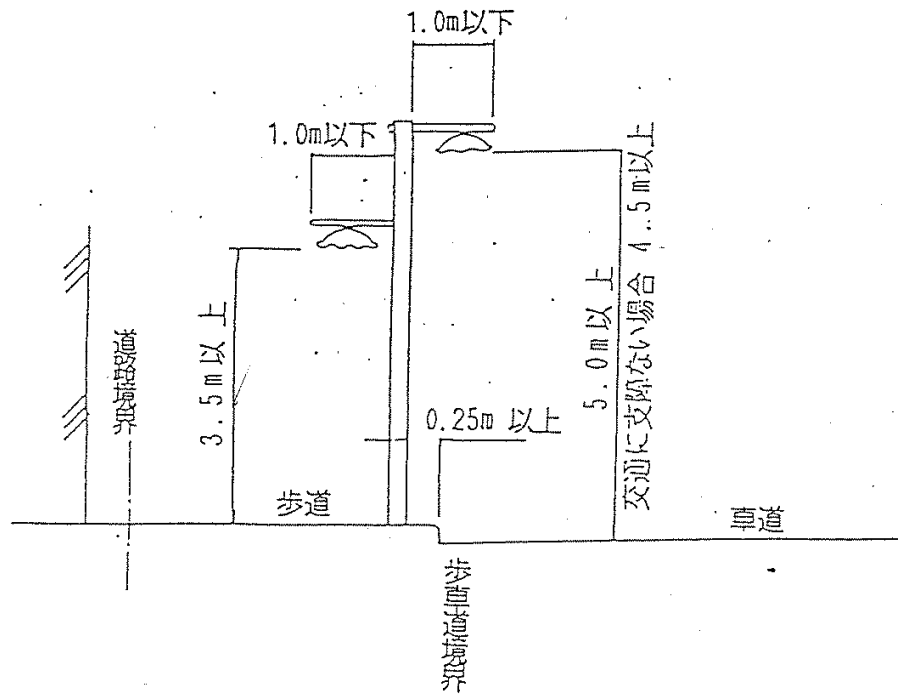
（位置）

- 1 灯柱は、道路敷地外の民地に設けるものとする。
- 2 やむを得ず道路敷地内に設ける場合には法敷（法敷がない場合は路端寄り）とする。
ただし、歩車道の区別がある道路にあっては歩道内の車道寄りに、植栽帯等を有する道路にあっては植栽帯等の内に設けることができる。この場合、歩車道境界線等から0.25メートル以上の間隔をおき、かつ、歩行者等の通行に支障のない位置とする。
また、植栽帯内に設置する場合にあっては、植栽帯に空地がある場合等既植の樹木に影響を与えない場合に限るものとする。
- 3 道路照明の完備した場所での設置については、やむを得ない場合を除き認めない。

（構造）

- 1 灯具の最下部と路面との距離は、5.0メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場合には、4.5メートル以上（歩道上においては3.5メートル以上）とすることができる。
- 2 灯柱の側方に灯具その他の構造物を突き出す場合、その出幅は一方向につき上空占用1.0メートル以下とする。
- 3 灯柱は、金属製又は鉄筋コンクリート製の堅固なものとする。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、剥離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものとする。
- 5 広告の添加、塗布は認めない。ただし、占有者が占有者名、商店会等の団体名、連絡先、又は道路名を表示した表示板を設ける場合若しくは祭礼、催物等のため一時的に設ける場合は、この限りでない。
- 6 占有者名は灯柱の下部に巻付け又は塗装とすること。
- 7 第5項ただし書により、灯柱に添加する表示板の幅及び長さは、それぞれ、取付け位置の直径の1.5倍以下、直径の4倍以下とする。
- 8 デザイン及び色彩は、美観、風致を充分考慮したものとする。
- 9 信号機、道路標識に類似した色彩形状は避ける。

街（路）灯、防犯灯



第1号物件 ―柱類―

カーブミラー

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

道路の構造又は地形上から交通安全上必要と思われる場合で、道路敷地外に適当な場所がない場合。(民地出入口のミラーは極力抑制)

(位置)

- 1 支柱は法敷又は道路余地に設けるものとする。法敷又は道路余地がない道路において、歩道を有する場合には、歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、歩行者等の通行に支障のない場合とする。
- 2 ミラー本体は、車道に突き出してはならない。

(構造)

- 1 ミラーの最下部と路面の距離は原則として2.5メートル以上とする。
- 2 物件には管理者名を表示するものとし、その大きさは管理者を判別できる程度で極力小さいものとする。
- 3 広告の添加及び塗布は、認めない。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、剥離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれのないものとする。

第1号物件 - 柱類—

委任信号機柱

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができるが、次の各項に該当する場合に限る。

- 1 公安委員会から信号機の設置及び維持管理の委任を受けた者が設置する場合で、将来公安委員会が管理することが約定されている場合
- 2 設置場所について、公安委員会の承諾を得ている場合

(位置)

- 1 歩道を有する道路にあっては車道寄りとし、歩行者等の通行の支障にならない位置とする。
- 2 歩道を有しない道路にあっては、法敷又は路端寄りとする。
- 3 上記1及び2によることが困難な場合又は不適當と認められる場合においては、道路管理者が道路の構造に支障を及ぼすおそれが少ないと認める場所とする。
- 4 信号機の最下部と路面との距離は、4.7メートル以上とする。ただし、歩道を有する道路の歩道上においては、2.5メートル以上とすることができる。

(構造)

相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

第1号物件 - 柱類 -

防災行政無線柱

(方針)

公益上やむを得ないもので、次の各項に該当する場合に限り、認めることができる。

- 1 道路敷地外に適当な場所がない場合
- 2 国及び地方公共団体が防災対策として設置する場合

(位置)

- 1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は、路端に設けるものとする。
- 2 ただし、歩道を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設置することが適当でない場合には次によるものとする。
 - (1) 植栽帯(施設帯)のある場合
歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置であって、植栽帯(施設帯)の幅員の中央部
 - (2) 植栽帯(施設帯)のない場合
歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置であって、かつ、歩行者等の通行に支障のない位置
- 3 歩道を有しない道路においては、道路が交差し、接続し、屈曲する場所での設置は認めない。

(構造)

- 1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は通行に支障を及ぼさないものとする。
- 2 脚ていは、路面から1.8メートル以上の高さに道路の方向と平行して設けること。
- 3 柱から突出する受信機等の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道においては2.5メートル以上とすることができる。

第1号物件 - 線類 -

地上の電線、高圧電線、低圧電線（TTnet線を内包する場合を含む。）

（方針）

公益上やむを得ない場合に限り、認めることができる。

道路敷地外に適当な場所がない場合

（位置）

1 道路の横断架設は極力抑制するものとする。ただし、やむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。

2 電線地中化事業を実施した箇所での道路横断は、認めない。

（構造）

1 配線の高さは、路面から5.0メートル以上とする（横断する場合は、6.0メートル以上とする。）。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場合は、この限りでない。

2 横断歩道橋の上に架設する場合は、次のすべてを満たす場合に限り認めるものとする。

（1）低圧電線にあつてはその路面上3.0メートル以上、高圧電線にあつてはその路面上3.5メートル以上とする。

（2）塗装の塗り替え等の維持管理に支障のない箇所とすること。

（3）桁の内部に架設する等、景観を損なわない箇所とすること。

3 街路樹、街路灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。ただし、当該施設の使用目的のために架設するものはこの限りでない。

第1号物件 - 線類 -

電話線（第一種電気通信事業者の設ける電気通信事業線を含む。）

（方針）

公益上やむを得ない場合に限り、認めることができる。

道路敷地外に適当な場所がない場合

（位置）

1 道路の横断架設は極力抑制するものとする。ただし、やむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。

2 電線地中化事業を実施した箇所での道路横断は認めない。

（構造）

1 配線の高さは、路面から5.0メートル以上とする（横断する場合は、6.0メートル以上とする。）。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場合は、この限りでない。

2 横断歩道橋の上に架設する場合は、次のすべてを満たす場合に限り認めるものとする。

（1） 低圧電線にあつてはその路面上3.0メートル以上、高圧電線にあつてはその路面上3.5メートル以上とする。

（2） 塗装の塗り替え等の維持管理に支障のない箇所とすること。

（3） 桁の内部に架設する等、景観を損なわない箇所とすること。

3 街路樹、街路灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。ただし、当該施設の使用目的のために架設するものはこの限りでない。

第 1 号物件 - 線類 -

有線音楽放送線

(方針)

次の場合に限り認めることができる。

- 1 道路敷地外に適当な場所がない場合
- 2 「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)」に基づき、新たに有線音楽放送施設を設置し、有線音楽放送事業を行おうとする者
- 3 既存の事業者については、昭和63年11月8日付け建設省通達に基づき、不法占用の是正について「確認書」が取り交わされた有線音楽放送事業者

(位置)

- 1 道路の横断架設は極力抑制するものとする。ただし、やむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 電線地中化事業を実施した箇所での道路横断は認めない。
- 3 放送線は、既存の電柱又は電話柱(以下「電柱等」という。)に架設し得る場合にあっては、当該電柱等に架設するものとし、放送線を架設するために新たに独自の柱を設置することは認めない。

(構造)

- 1 配線の高さは、路面から5.0メートル以上とする(横断する場合は、6.0メートル以上とする。)。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場合は、この限りでない。
- 2 街路樹、街路灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。

(その他)

架設する電柱等の管理者の同意を要する。

第1号物件 - 線類 -

有線テレビジョン放送線

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り、認めることができる。

道路敷地外に適当な場所がない場合

(位置)

- 1 道路の横断架設は極力抑制するものとする。ただし、やむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 電線地中化事業を実施した箇所での道路横断は、認めない。
- 3 放送線は、既存の電柱又は電話柱(以下「電柱等」という。)に架設し得る場合にあっては、当該電柱等に架設するものとし、放送線を架設するために新たに独自の柱を設置することは認めない。
- 4 増幅器、メッセンジャーワイヤー、分岐器その他の物件の設置又は取付け位置は、電柱及び電線の支持力、重量、大きさを勘案して道路管理上支障とならない位置とすること。

(構造)

- 1 配線の高さは路面から5.0メートル以上とする(横断する場合は6.0メートル以上とする。)。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場合は、この限りでない。
- 2 横断歩道橋の上に架設する場合は、次のすべてを満たす場合に限り認めるものとする。
 - (1) 低圧電線にあってはその路面上3.0メートル以上、高圧電線にあってはその路面上3.5メートル以上とする。
 - (2) 塗装の塗り替え等の維持管理に支障のない箇所とすること。
 - (3) 桁の内部に架設する等、景観を損なわない箇所とすること。
- 3 街路樹、街路灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。
- 4 電線、増幅器等の設置位置又は取付け方法等に起因する電柱の倒壊、増幅器の落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものとする。

第1号物件 —線類—

共同アンテナ用ケーブル

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

- 1 道路敷地外に適当な場所がない場合
- 2 テレビ放送の難視聴区域において、住民、建築物所有者、建築物管理人等から難視聴対策用として許可申請がなされたものであって、継続して維持管理できるものと認められる場合

(位置)

- 1 道路の横断架設は極力抑制するものとする。ただし、やむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 電線地中化事業を実施した箇所での道路横断は、認めない。

(構造)

- 1 配線の高さは、路面から5.0メートル以上とする（横断する場合は、6.0メートル以上とする。）。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場合は、この限りでない。
- 2 街路樹、街路灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。ただし、当該施設の使用目的のために架設するものはこの限りでない。

(その他)

- 1 ケーブルを架設するための柱の設置は、原則として認めない。
- 2 架設する電柱又は電話柱の管理者の同意を要する。

第 1 号物件 - 線類 -

交通量等の測定用ケーブル、その他の線類

(方針)

次の場合に限り認めることができる。

道路敷地外に適当な場所がない場合

(位置)

- 1 道路の横断架設は極力抑制するものとする。ただし、やむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 電線地中化事業を実施した箇所での道路横断は認めない。

(構造)

- 1 配線の高さは、路面から 5 . 0メートル以上とする（横断する場合は、6 . 0メートル以上とする。）。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場合は、この限りでない。
- 2 街路樹、街路灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。ただし、当該施設のために架設するものは、この限りでない。

(その他)

- 1 ケーブルを架設するための柱の設置は、原則として認めない。
- 2 架設する電柱又は電話柱の管理者の同意を要する。

第1号物件 —線類—

イルミネーション（樹木への添架に限る。）

（方針）

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 国、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずる団体が設置する場合
- 2 祭礼、催物等のため一時的に設置し、夜間の短時間のみ点灯するもの
- 3 設置時又は撤去時に樹木や枝を痛める行為は認めない。

（位置）

- 1 添架できる樹木は、高さ3メートル以上の樹木で、かつ、支障ないと認めるものに限る。
- 2 線の最下端は、路面から2.5メートル以上とする。
- 3 道路横断は認めない。
- 4 道路構造物、信号機、道路標識、電柱、電話柱等への添架は認めない。
- 5 次の箇所から5.0メートル以内は原則として認めない。

交差点、屈折部、横断歩道、橋りょう・トンネル、踏切、道路標識、火災報知機、消火栓及びバス停留所

- 6 中央分離帯の樹木への添架は、認めない。

（構造）

- 1 倒壊、落下、汚損等により美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれのないものとする。
- 2 広告の添架は、認めない。
- 3 動光式及び点滅式は、認めない。
- 4 信号機と同色又は周囲の美観を損なうような色の電球は、認めない。

（その他）

占用物件の維持管理に当たって、占用者の点検項目、点検回数、責任者及び緊急時体制等を記載した管理規程等を徴するものとし、支障が生じたときは、ただちに撤去できるものとする。

第 1 号物件 —塔類 -

変圧塔、送電塔

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り、認めることができる。

道路の敷地外に適当な場所がなく、やむを得ず道路余地、法敷に入る場合

(構造)

- 1 脚柱は、鉄骨等強固な構造とする。
- 2 工作物の周囲には危険防止柵を設ける。
- 3 倒壊、落下、剥離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。

第1号物件 - 塔類 -

広報塔、交通安全塔、歓迎塔、時計塔

(方針)

- 1 極力抑制するべきであるので、真にやむを得ない場合に限り、認めることができる。
- 2 占有者は、継続して維持管理できる公共団体等に限る。

(位置)

- 1 交通島、緑地帯等これらに類する場所で直接交通に支障を及ぼさない場所とする。
- 2 信号機、道路標識等の視界を妨げない位置とし、適正な視距の確保に努めるものとする。

(構造)

- 1 信号機、道路標識に類似した色彩、形状は避ける。
- 2 デザイン、表示内容は美観風致を損なわないもので、できるだけ簡略なものにする。
- 3 倒壊、落下、剥離、汚損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないような構造にする。
- 4 広告の添加は、認めない。ただし、祭礼、催物等のために一時的に設けるものはこの限りではない。
- 5 占有者名の表示は、維持管理者が判明できる程度の大きさと添加又は塗布できるものとする。
- 6 表示面積及び高さについては、神奈川県屋外広告物条例で規定する規格を準用する。

第 1 号物件 - 塔類 -

共同アンテナ塔、T Vマイクロウェーブ塔

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

道路の敷地外に適当な場所がなく、やむを得ず道路余地、法敷に入る場合

(構造)

- 1 脚柱は、鉄骨等強固な構造とする。
- 2 工作物の周囲には危険防止柵を設ける。
- 3 倒壊、落下、剥離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。

第 1 号物件 - 郵便差出箱 -

郵便差出箱（郵便ポスト）

（方針）

公益上やむを得ない場合に限り、認めることができる。

（位置）

- 1 道路の敷地外に適当な場所がない場合は、法敷、道路余地に設置することができる。
法敷、道路余地がなく、かつ、やむを得ない場合は歩道上に設置することができる。
- 2 歩道に設置する場合は、歩車道境界線から 0 . 2 5 メートル以上民地側へ離れた位置とし、かつ、歩行者等の通行に支障を及ぼさない位置とする。ただし、原則として歩道の有効幅員が 2 . 0 メートル未満となる場所は認めない。
- 3 道路が交差し、接続し、又は屈曲する地点から 5 . 0 メートル以内は認めてはならない。

（構造）

倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

第1号物件 - 公衆電話所（公衆電話ボックス） -

公衆電話所（公衆電話ボックス）

（方針）

公益上やむを得ない場合に限り、認めることができる。

（位置）

- 1 道路の敷地外に適当な場所がない場合は、法敷、道路余地に設置することができる。
法敷、道路余地がなく、かつ、やむを得ない場合は歩道上に設置することができる。
- 2 歩道に設置する場合は、歩車道境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた位置とし、かつ、歩行者等の通行に支障を及ぼさない位置とする。ただし、原則として歩道の有効幅員が2.0メートル未満となる場所は認めない。
- 3 道路が交差し、接続し、又は屈曲する地点から5.0メートル以内は設置してはならない。

（構造）

倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

（その他）

既に許可済みの公衆電話ボックス内に、公衆電話ボックスの機能を補完する備品（使用済みテレホンカード入れ、簡易腰掛け、テーブル、利用案内板等）が設置されるときは、それらが公衆電話ボックスと一体的に取り扱われること及び躯体の外形寸法に大幅な変更を生じないことから、既許可の公衆電話ボックスの仕様の変更として取り扱うこととし、道路占用許可変更申請により処理する。

第1号物件 - 建物類 -

地上変圧器（路上用低圧引込箱を含む。）

（方針）

公益上やむを得ないもので、次の各項に該当する場合に限り、認めることができる。

- 1 電気事業者及び電気通信事業者が電線類の地中化に際して設置する場合
- 2 道路敷地外に適当な場所がない場合

（位置）

- 1 歩道を有する場合において、法敷、道路余地に設けることができない場合は次によるものとする。

（1）植栽帯（施設帯）のある場合

歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置であって植栽帯（施設帯）の幅員の中央部

（2）植栽帯（施設帯）のない場合

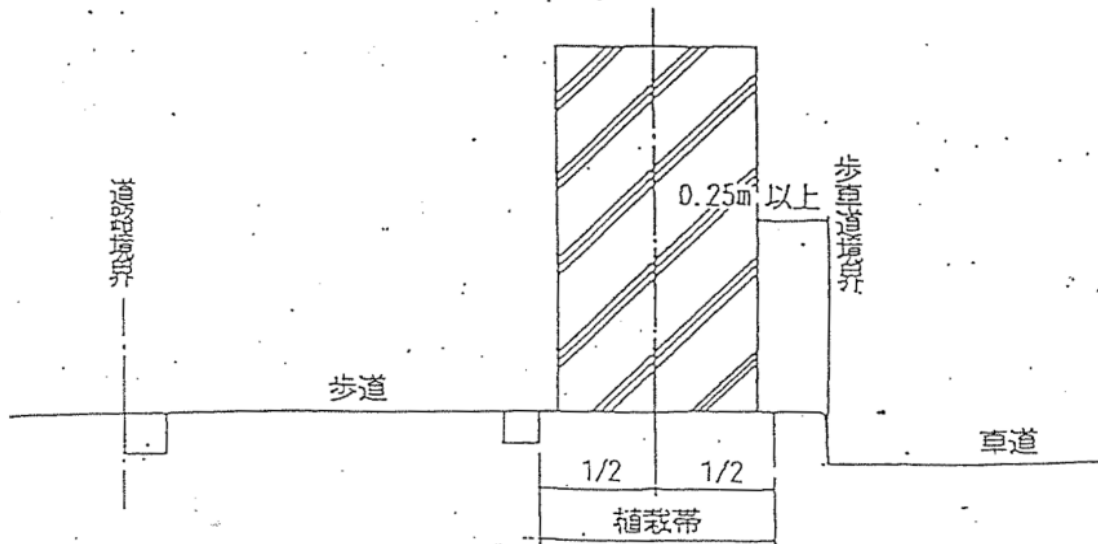
歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、かつ、歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。

（構造）

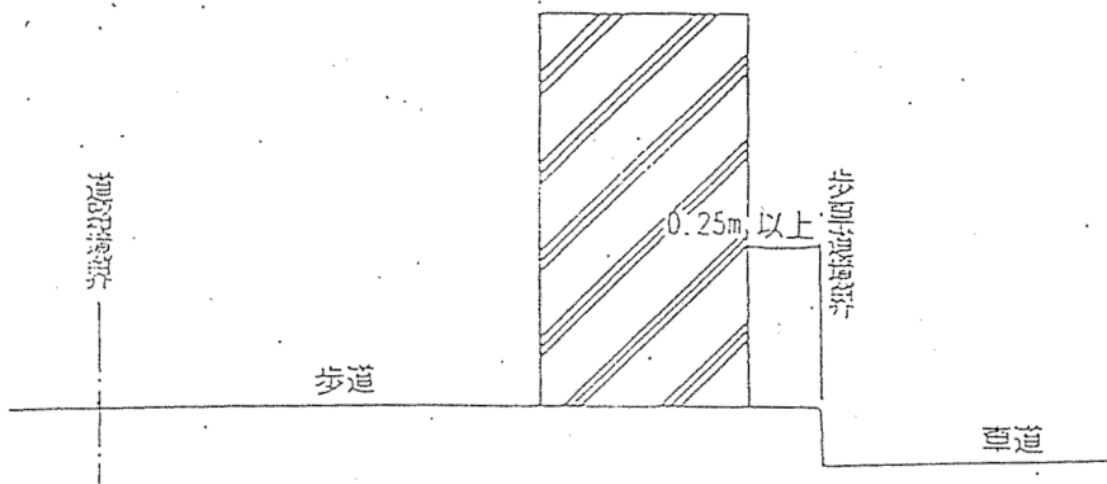
- 1 倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 広告の添加及び塗布は、認めない。ただし、側面に公共掲示板を添加できる構造である場合で、本基準中の「公共掲示板」の規定を適用できるものはこの限りでない。

地上変圧器

植栽帯（施設帯）のある場合



植栽帯（施設帯）のない場合



第1号物件 - 建物類 -

流量計ボックス

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り、認めることができる。

- 1 道路の敷地外に適当な場所がない場合
- 2 下水道管理者が設けるものであること。

(位置)

- 1 法敷、道路余地に設けるものとする。
- 2 法敷、道路余地に設けることができない場合は、歩道を有する道路で、歩車道境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた位置であって、植栽帯(施設帯)の幅員の中央部に設置できるものとする。

(構造)

- 1 倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 広告の添加及び塗布は、認めない。ただし、側面に公共掲示板を添加できる構造である場合で、本基準中の「公共掲示板」の規定を適用できるものはこの限りでない。

第1号物件 - 建物類 -

ガス管防災ブロック施設用計器盤

(方針)

公益上やむを得ないもので、次の各項に該当する場合に限り、認めることができる。

- 1 ガス事業者が防災対策として設置する場合
- 2 道路敷地外に適当な場所がない場合

(位置)

- 1 歩道を有する場合において、法敷、道路余地に設けることができない場合は、次によるものとする。

(1) 植栽帯(施設帯)のある場合

歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置であって植栽帯(施設帯)の幅員の中央部

(2) 植栽帯(施設帯)のない場合

歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、かつ、歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。

(構造)

- 1 倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 広告の添加、塗布は認めない。ただし、側面に公共掲示板を添加できる構造である場合で、本基準中の「公共掲示板」の規定を適用できるものはこの限りでない。

第1号物件 - 建物類 -

交番（派出所等）、公衆便所、バス待合所、消防水防小屋、防災備蓄倉庫

（方針）

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合については、この限りでない。

- 1 公共団体等（バス待合所についてはバス事業者を含む。）が設置するものに限る。
- 2 当該敷地を道路区域から除外することも勘案する。

（位置）

道路余地に設置するものとする。この場合、将来の道路計画等を充分勘案する。

（構造）

倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

第1号物件 - 建物類 -

あずまや（固定テーブルを含む。） パーゴラ

（方針）

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り、認めるものとする。

地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずる団体が、うるおい、やすらぎのある道路づくりの観点から道路整備が行われる場合において、道路広場、道路余地に設ける場合

（位置）

道路広場、道路余地等であって、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない位置とする。

（構造）

- 1 材質は、腐朽、褪色しない堅固なものとし、倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 色彩、デザインは美観を損なってはならないこと。
- 3 広告物の添加及び塗布は、認めないこと。

第1号物件 - 建物類 -

バス停留所上屋、タクシー乗場上屋

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めるものとする。

バス事業者、タクシー協会、地方公共団体、自治会、商店会及びこれらに準ずる団体が設置する場合

(位置)

- 1 原則として、歩道幅員が3.0メートル以上の歩道部分とし、構造物の先端は歩車道境界線から0.25メートル以上の間隔をとるものとする。
- 2 歩車道の区別のない道路においては、将来の道路計画と調整を図り、道路余地、法敷に設置することができる。
- 3 信号機、交通標識その他の道路施設の効用を妨げず、かつ、通行者等の通行を阻害しない場所とする。

(構造)

- 1 主要構造部は、鋼材類、屋根は不燃材料を用いることとし、地震、風圧等に充分耐え得るものとする。
- 2 支柱の位置は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 歩車道の区別のある3.0メートル以上の歩道部に設置する場合は、歩車道境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた位置とすること。
 - (2) 歩車道の区別のない道路においては、民地側又は民地に設置すること。
- 3 上屋の規格は、次のとおりとする。
 - (1) 高さは、路面から2.5メートル以上、3.5メートル以下とする。
 - (2) 幅は、2.0メートル以下で、かつ、歩道幅員から1.5メートル以上を除いた残余の幅とすること。

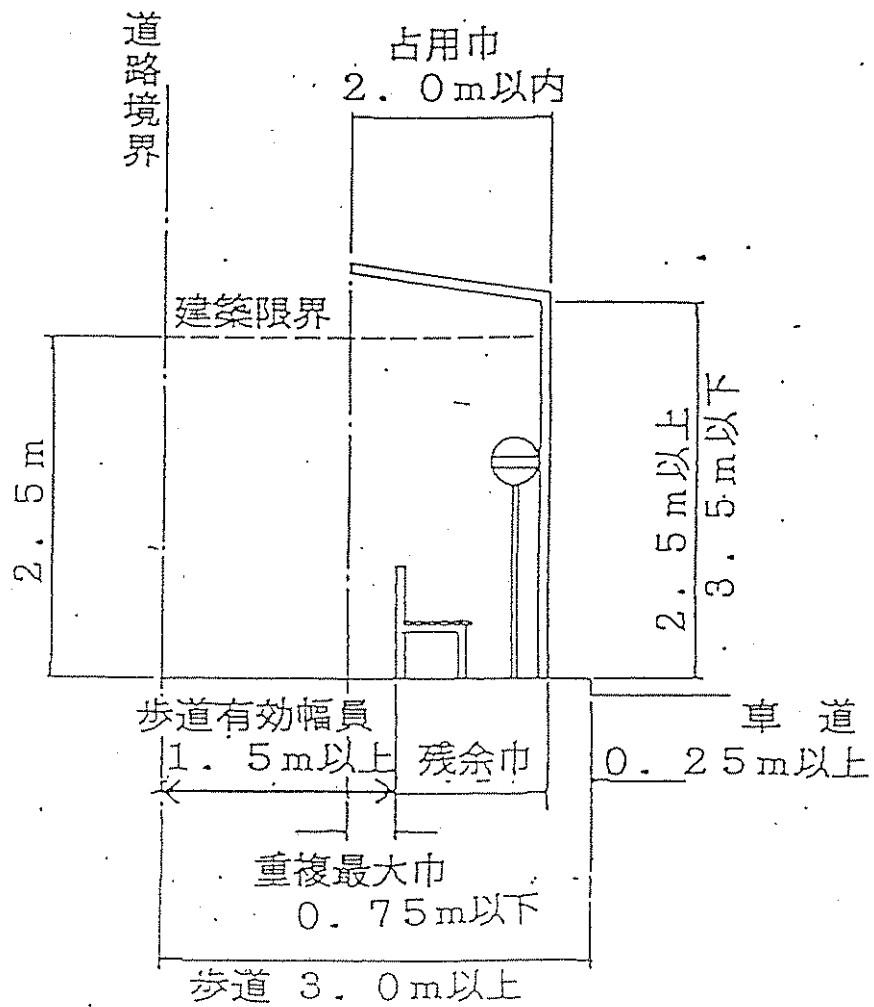
ただし、5.0メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場についてはこの限りでない。(この場合においても、歩道の有効幅員は1.5メートル以上を確保するものとする。)
 - (3) 長さは、12メートル以下とする。
- 4 上屋には広告の添加、塗布及び装飾のための電気設備の設置は認めない。
- 5 維持管理については、占用者から管理規程等を徴し、管理の万全を期するものとする。
- 6 上記のほか次の事項に留意することとする。
 - (1) 主要構造部は他の建築物に接続してはならない。
 - (2) 雨水処理を考慮する。
 - (3) 壁面を有してはならない。
 - (4) 車道に人が飛出さないための安全策等の設置をする。

<参考>

昭和52年12月27日付け建設省道政発第72号道路局長通達「バス停留所の上屋の道路占用の取扱いについて」

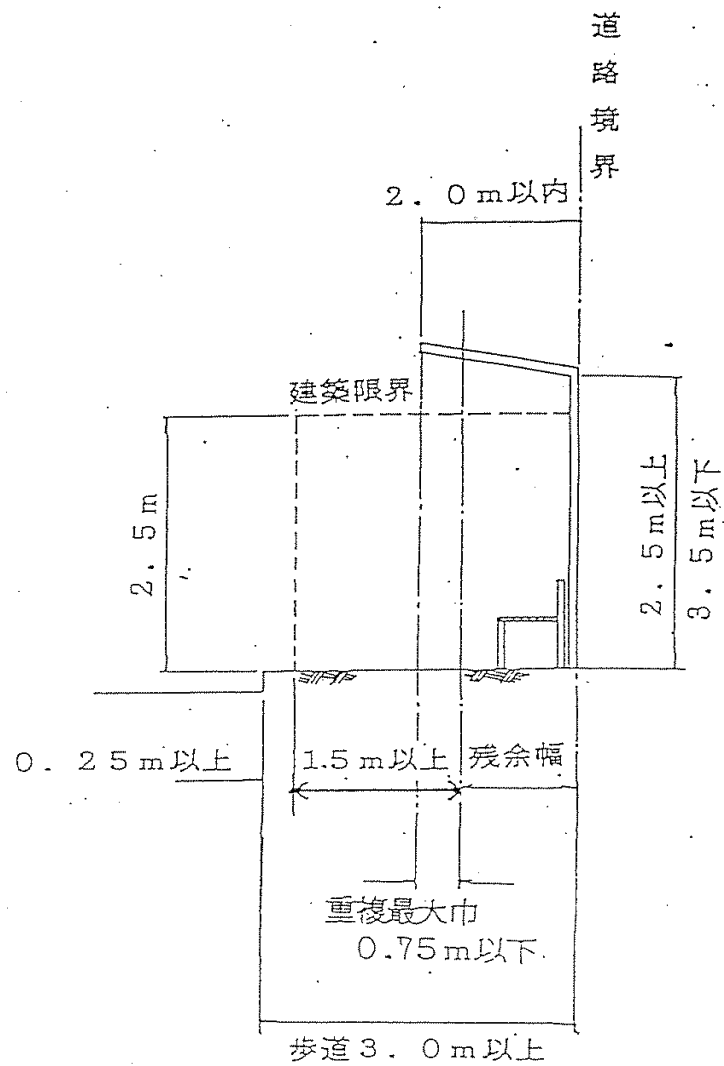
バス停留所上屋

車道寄りに建てる場合



バス停留所上屋

民地寄りに建てる場合



第 1 号物件 - 建物類 -

消火ホース格納箱

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り、認めることができる。

- 1 道路の敷地外に適当な場所がない場合
- 2 国又は地方公共団体が防災上の必要から設置する場合

(位置)

- 1 法敷、道路余地に設けるものとする。
- 2 付近に消火栓が設置されていること。

(構造)

- 1 倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 維持管理については、管理規程等を徴し、管理の万全を期すものとする。
- 3 広告の添加及び塗布は、認めない。
- 4 格納箱の高さは 1 . 5 メートル以下とする。

第1号物件 - 簡易設置物 -

ベンチ、スツール

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

- 1 路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会その他これに準ずるものであって、適確な管理能力を有すると認められるものが、次に該当するものを設置する場合
 - (1) バス停留所、タクシー乗場、高齢者等特にこの物件を利用しようとする者が多数利用する施設の周辺に設置する場合
 - (2) うるおいある道づくり事業及び道の駅建設事業において、事業の全体計画の中で欠くことのできないものとして設置される場合
 - (3) 道路広場、道路余地に設置する場合

(位置)

- 1 歩道の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員が原則2.0メートル以上(自動車専用道路にあっては、3.0メートル以上)確保できる歩道又は道路余地に設置することができる。
- 2 道の駅、自動車駐車場に設置する場合は、自動車の駐車のために供されている以外の部分に設置することができる。
- 3 交通に支障のない位置に設置することとする。
- 4 歩車道境界線から0.25メートル以内には設置してはならない。

(構造)

- 1 原則として固定式とするなど容易に移動することができないものとし、十分な安全性及び耐久性を具備し、腐朽、退色しないものとする。また、その構造及び色彩は周囲の環境と調和するものとする。
- 2 広告の添加及び塗布は、認めない。
- 3 占用者名又は管理者名を表示するものとし、その大きさは占用者名等を判別できる程度で極力小さいものとする。

第 1 号物件 - 簡易設置物 -

公衆用ゴミ容器、灰皿

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めるものとする。

地方公共団体、自治会、商店会、その他これらに準ずる団体又はバス事業者が道路広場、道路余地及びバス停留所若しくはタクシー乗場の上屋又はその付近に設ける場合

(位置)

交通に支障のない歩道上とし、歩車道境界線から 0 . 2 5 メートル以上民地側へ離れた位置とする。ただし、歩道の有効幅員が 2 . 0 メートル未満となる場所は認めない。

(構造)

- 1 色彩及びデザインは、美観を損なってはならない。
- 2 損壊しない構造とし、路面等に固定する。
- 3 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期するものとする。
- 4 広告の添加及び塗布は、認めない。
- 5 容器には管理者名を表示させるものとし、その大きさは管理者名を判別できる程度で極力小さいものとする。

第1号物件 - 簡易設置物 -

フラワーポット

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り、認めるものとする。

道路の美化に寄与し、地方公共団体、自治会、商店会、その他これに準ずる団体が十分な維持管理が可能な団体が設置する場合

(位置)

道路余地又は法敷に設置するものとする。道路余地又は法敷がない場合は、歩道に設置することができる。歩道に設置する場合は、歩車道境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた位置とし、かつ、歩行者等の通行に支障のない位置とする。ただし、歩道の有効幅員が2.0メートル未満となる場所は認めない。

(構造)

- 1 材質は、コンクリート、プラスチック又はこれらに類する堅固なものとする。
- 2 倒壊、汚損等により美観を損ない、又は交通に支障を及ぼさないようにする。
- 3 年間の植栽及び維持管理計画を提出させるものとする。
- 4 物件には、管理者名を表示させるものとし、その大きさは管理者名を判別できる程度で極力小さいものとする。

第1号物件 - 碑類 -

彫像、彫刻、記念碑、時計台

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り、認めるものとする。

- 1 占有者は、地方公共団体に限る。
- 2 ただし、うるおい、やすらぎのある道路づくりの観点から整備される道路事業において、事業の全体計画の中で欠く事のできないものとして、自治会、商店会、その他これに準ずる団体が設置する場合であって、地元の自治会、地方公共団体の共通の理解を得ている場合においては十分な維持管理能力があると認められる団体に限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路広場、道路余地、緑地帯等及び交通島で、直接交通に支障を及ぼさない場所とする。
- 2 信号機、道路標識等の視界を妨げない位置とする。

(構造)

- 1 信号機及び道路標識に類似した色彩及び形状は避ける。
- 2 デザイン及び表示内容は、美観及び風致を損なわないものとし、特定の思想、信条を表示することを目的としておらず、地元の自治会、地方公共団体の理解が得られているものに限る。
- 3 倒壊、落下、剥離、汚損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造にする。
- 4 広告の添加は、認めない。
- 5 高さは、路面から3.0メートル以内とする。

第 1 号物件 - その他の物件 -

花壇

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り、認めるものとする。

道路の美化に寄与し、地方公共団体、自治会、商店会、その他これらに準ずる団体が
十分な維持管理が可能な団体が設置する場合

(位置)

- 1 法敷、歩道、道路広場、道路余地及びその他交通に支障を及ぼさない場所とする。
- 2 歩道に設置する場合は、歩道の有効幅員が 2 . 5 メートル未満となる場所は、認めない。

(その他)

花壇を道路区域外に跨がって設置する場合は、道路区域の境界線に縁石を置き、道路区域を明確にしておくものとする。

第1号物件 - その他の物件 -

駐輪場（自転車駐車場）

（方針）

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り、認めるものとする。

- 1 地方公共団体が設置するものに限る。
- 2 高架道路路面下施設の自転車駐車場については、政令第6号物件とする。

（位置）

- 1 原則として道路余地に設置するものとする。この場合、将来の道路計画等を十分勘案する。なお、当該敷地を道路区域から除外することも考える。
- 2 横断歩道橋階段下に設置する場合は、階段部が歩道線上から外側にあるなど道路交通上支障のない場合に限る。
- 3 歩道上に階段が設置されている箇所は認めない。

（構造）

- 1 現況歩道幅員が確保されること。
- 2 歩道橋階段下の駐輪場は、幅1.90メートル、高さ2.5メートル以上（斜め配列の場合は、幅1.65メートル以上）確保し、歩道橋の幅からはみでないこと。
- 3 駐輪場内には車路を設けるものとし、その幅は1.5メートル以上確保すること。
- 4 駐輪場はフェンス等で道路とは分離するものとし、駐輪場への出入口の幅は最小限とする。
- 5 自動二輪、原付自転車の歩道縦断をさせないよう措置を講ずること。

（その他）

- 1 維持管理にあたっては、管理規程等を徴するとともに、占有者に駐輪区域の明示や倒壊防止の措置等駐輪場内の整理整頓を行わせるものとする。また、定期的に巡回する管理員を配置し、駐輪場内に放置されている自転車の処理を行う等占有者の責任において対応することができるものであること。
- 2 占有者が条例等の規定に基づき、駐輪場内に収容できず駐輪場周辺に放置されている自転車を移動等できること。
- 3 駐輪場には、占有者及び名称を表示すること。また、歩道橋階段下の場合は、占有者は道路管理者の歩道橋の維持又は修繕工事の際には、閉鎖する旨利用者に周知すること。

第 1 号物件 - その他 -

基準点

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り、認めることができる。

国又は地方公共団体が測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）の規定に基づき、設置する場合

(位置)

- 1 法敷又は道路余地若しくは路端に設置するものとし、法敷又は道路余地若しくは路端に設置することが適当でなく、かつ、やむを得ない場合は歩道上に設置することができる。
- 2 歩道に設置する場合は、歩車道境界線から 0 . 2 5 メートル以上民地側へ離れた位置とする。

(構造)

- 1 剥離、老朽、汚損等により通行に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 2 占用物件には、占用者名又は占用者を判別できるマーク等を明示すること。

第 1 号物件 - その他の物件 -

公衆電話ボックス内テレホンカード自動販売機

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り、認めることができる。

- 1 公衆電話ボックスの設置者である日本電信電話株式会社が設置するもの。
- 2 当該電話ボックスの周辺民地において、カード自動販売機の設置場所を確保する余地がない場合であること。

(位置)

公衆電話ボックス内の設置場所は、電話の使用に際して最も支障の少ない場所とすること。

(構造)

- 1 カード自動販売機の外形寸法は、現行機種の規格（高さ 1 , 4 2 0 ミリ×幅 2 5 0 ミリ×奥行 2 5 0 ミリ若しくは高さ 4 5 0 ミリ×幅 3 5 0 ミリ×奥行 3 0 0 ミリ）以下とすること。
- 2 広告の添加は、認めない。
- 3 カード自動販売機の設置に起因して、公衆電話ボックスの規格の大型化は認めない。
- 4 販売するテレホンカードは、日本電信電話株式会社発行の一般カードとする。

第1号物件 - その他の物件 -

パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局、テールエンド無線基地局

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り、認めることができる。

- 1 道路敷地外に適当な場所がない場合
- 2 電柱、電話柱、公衆電話ボックス、街灯、信号機柱、照明式バス停留所標識、バス停留所上屋、地下鉄及び地下通路出入口を管理する者から添加の承諾を受けた場合
- 3 電線地中化事業の施行が3年以内に予定されている区域においては、原則として新規及び更新の許可は行わないものとする。ただし、移設計画書の提出のあるもので事業施行の支障にならないと認められるものは、この限りでない。

(位置)

- 1 電柱、電話柱、公衆電話ボックス、信号機柱、道路標識柱(片持ち式の大型案内標識を支持する標識柱に限る。)、照明式バス停留所標識、バス停留所上屋、地下鉄、地下通路出入口並びに電線地中化事業施行中又は完了後においては、これに加えて街灯(原則として、占用物件であるものに限る。)及び横断歩道橋に添加できるものとし、専用柱の設置は、原則として認めない。
- 2 第1項の柱類等に添加できる基地局は1基とする。複数の事業者の基地局を同一の柱類等に添加する場合は共用基地局を設置すること。
- 3 信号機柱に添加する場合で、信号機本体と柱の管理者が異なるときは、双方の管理者から添加の承諾を受けた場合に限り添加できるものとする。
- 4 他に添加可能な物件がなく、かつ、添加できないことで周辺地域におけるパーソナル・ハンディホン・システムの使用が著しく困難になると見込まれる場合に限り、道路管理者が管理する街灯に添加できるものとする。この場合において、添加対象の街灯が荷重に耐えられることを証する書面を添付するものとする。

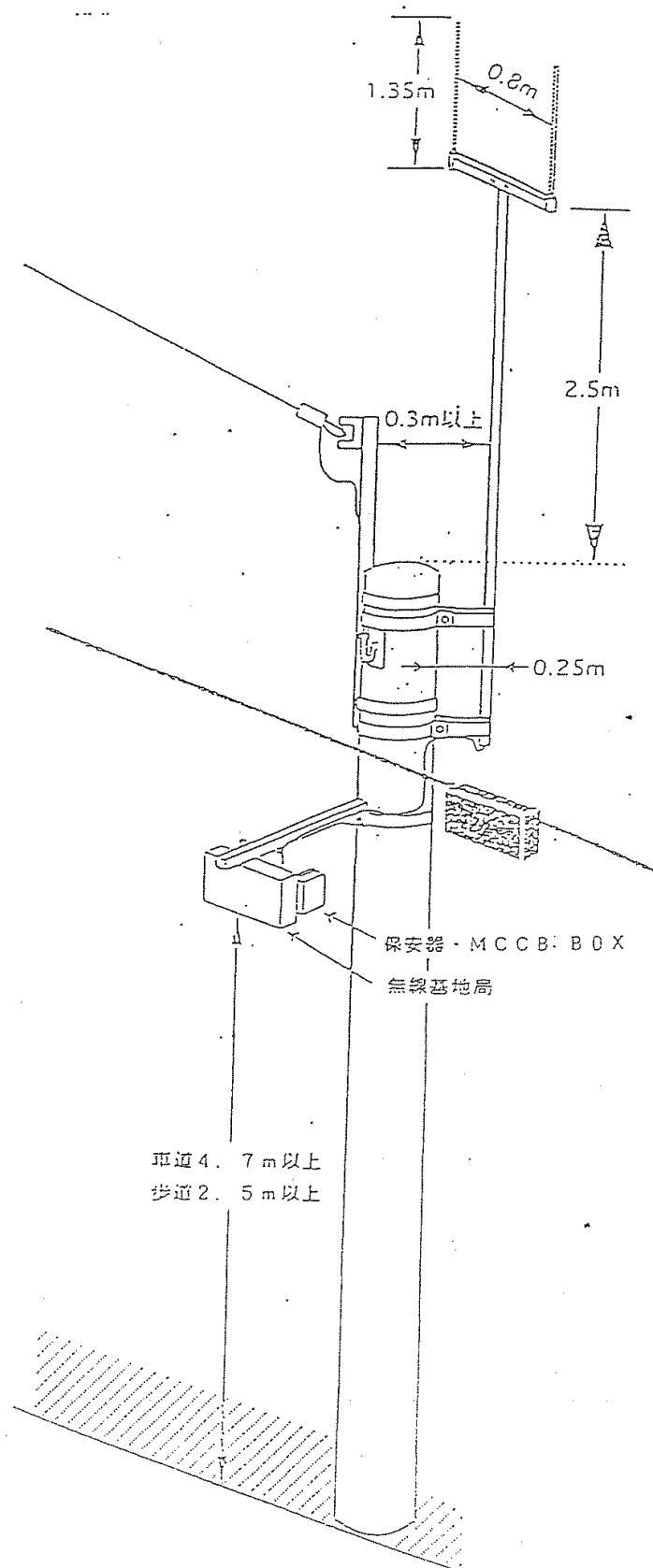
横断歩道橋に添加する場合は、歩行者の手の届かない場所に設置すること。

(構造)

- 1 基地局の規格は、幅0.4メートル、高さ0.25メートル、奥行き0.16メートル、重量12キログラム以下(アンテナ部分を除く。)とする。
- 2 突き出し幅(アンテナ部分を含む。)は0.7メートルまでとすること。ただし、電柱添加看板の上層に設置する場合若しくはアンテナ部分のみを電柱頂部に設置する場合は1.2メートルまでとする。
- 3 柱類等に設置する場合において、基地局の下端(アンテナ部分を含む。)は、路面から4.7メートル以上とすること。ただし、歩道においては2.5メートル以上とすることができる。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、剥離、老朽のおそれがないよう、また、剥離、老朽、汚損等により美観を損なうことがないようにすること。
- 5 基地局には、広告物の添加及び広告を目的とした塗装は一切行わないこと。

(その他)

基地局をビルの屋上等に設置する場合、道路の上空占用は認めないこととする。



第2号物件 - 地下埋設管 -

地下埋設管

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

- 1 道路敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がない場合に限り認めることができる。
- 2 次の事業者に認めるものとする。
 - (1) 水道、工業用水道、下水道、ガス、電気、電気通信、石油に関する法律に基づいて認可を受けた事業者、及び温泉等組合施工により実施する事業者
 - (2) 道路運送法に係る道路、林道及び農道、並びに水路の管理を行う管理者
 - (3) 電線地中化促進事業により管路を埋設する自治体
(電線地中化促進事業とは、原則として神奈川県電線地中化協議会が決定する電線地中化5か年計画に基づき実施される事業をいう。)
 - (4) 有線音楽放送事業者については、地下埋設管の維持管理能力があると認められる者であり、かつ、「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」に基づき、新たに有線音楽放送施設を設置し、有線音楽放送事業を行おうとする者又は昭和63年11月8日付け建設省通達に基づき不法占用の是正について「確認書」が取り交わされている事業者
- 3 第2項第1号の事業者が埋設した管への各戸接続管の占用は、事業者が行うことを原則とするが、生活上必要であり、継続して維持管理できると認められ、真にやむを得ないと判断されるものに限り、個人、法人に認めることができる。
- 4 既設管で不要となる管は原則として速やかに撤去する。

- 地下埋設管の土被りについて -

- 1 車道地下の埋設管の頂部と路面との距離（以下「土被り」という。）は、別表に定める特定管路及び「工事実施上やむを得ない場合」を除き、道路法施行令に規定する土被りとする。
- 2 歩道等（歩道又は自転車歩行者道）の土被りは、フラット式では0.6メートル以下としないこと。マウントアップ式では、歩道の切下げやフラット式への改修を考慮し、0.6メートルにマウントアップ分をプラスしたもの以下としないこと。
ただし、下水道管のうち特定管路以外の管（以下「特定外管路」という）については、フラット式歩道では1.0メートル、マウントアップ式歩道では、1.0メートルにマウントアップ分をプラスしたもの以下としないこと。
- 3 車道地下の地下電線を除く特定管路の土被りは、当該管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.8メートルに満たない場合には0.8メートル）以下としないこと。
- 4 工事実施上やむを得ない場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ、認めるものとする。
 - (1) 既設地下埋設管等の支障物件があり、工事に規定の土被りを確保することが困難な場合
 - (2) 狭あいな道路で、規定の土被りでは隣接民地構造物等に影響がでることが明らかな場合
 - (3) 行止り道路で、工事期間を短縮することが生活上必要な場合
 - (4) 下水道の流末確保が出来ない場合
- 5 工事実施上やむを得ないと認められる場合の土被りは、次のとおりとする。
 - (1) 地下電線（特定管路）は、当該管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には0.6メートル）以下としないこと。
 - (2) 水管・ガス管（特定管路及び特定外管路）は、当該管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には0.6メートル）以下としないこと。
 - (3) 下水道管の特定管路は、当該管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には0.6メートル）以下としないこと。
 - (4) 下水道管の特定外管路は、当該管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が1.0メートルに満たない場合には1.0メートル）以下としないこと。
- 6 埋設管は、他の埋設管や構造物との離隔距離を、0.3メートル以上とること。
- 7 その他
 - (1) 当該道路の改修計画があり前各条の土被りでは、工事に支障があることが明確な場合や、土質の状況等（軟弱地盤であることが明らかな箇所）により、前各条の土被りでは不適切であると道路管理者が判断した場合は、道路管理者が指示した土被りとする。

- (2) 別表の特定管路の種類（規格）以外のものであって、特定管路と同等以上の強度を有するものについては、当該特定管路として掲げるものの管径を超えない範囲において、特定管路と同様の措置を行うことができる。その場合、占用申請者に当該管路が特定管路と同等以上の強度を有することを書面を持って証させること。
- (3) 電線共同溝の整備に関する特別措置法に基づき、道路管理者が設置した共同溝を占用する者が、当該共同溝から分岐する管路を埋設する場合及びやむを得ず共同溝の上部を横断する場合で、限度土被りを確保し難い時は、必要な防護措置を講じさせて特に占用を認めるものとする。

総括表

地下埋設物件の土被り限度は、当該管を設ける道路の舗装の厚さに 0.3 メートルを加えた値が、次の限度土被りに満たない場合は、当該限度以下としないこと。

占用物件 の区分		特 定 外 管 路		特 定 管 路 （ 別 表 ）	
		一般的な土被り限界値	工事上やむを得ない場合	一般的な土被り限界値	工事上やむを得ない場合
地下電線	車道地下	基準1条 0.8 m	・・・・・・・・	基準1条 0.8 m	基準5条 0.6 m
	歩道等の地下	基準2条 0.6 m+ α	・・・・・・・・	基準2条 0.6 m+ α	基準5条 0.6 m+ α
	歩道を有しない道路 は幅員の2/3の 中央部以外の場所	基準1条 0.6 m	・・・・・・・・	基準1条 0.6 m	基準5条 0.6 m
水 管 ガス管	車道地下	基準1条 1.2 m	基準5条 0.6 m	基準3条 0.8 m	基準5条 0.6 m
	歩道等の地下	基準2条 0.6 m+ α	基準5条 0.6 m+ α	基準2条 0.6 m+ α	基準5条 0.6 m+ α
下水道管	車道地下	基準1条 3.0 m	基準5条 1.0 m	基準3条 0.8 m	基準5条 0.6 m
	歩道等の地下	基準2条 1.0 m+ α	基準5条 1.0 m+ α	基準2条 0.6 m+ α	基準5条 0.6 m+ α

備考：+ α は歩道マウントアップ分

別表（特定管路）

1 地下電線

(1) 電気事業用地下電線

鋼管（JIS G 3452）……………管径 2 5 0 mm以下のもの
強化プラスチック複合管（JIS A 5350）……………管径 2 5 0 mm以下のもの
耐衝撃性硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）……………管径 3 0 0 mm以下のもの
コンクリート多孔管（管軸方向引張強度 54kgf/cm^2 以上）…… ϕ 1 2 5 × 9 条以下のもの

(2) 電気通信事業用地下電線（有線放送事業、有線テレビジョン放送事業を含む）

硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）……………管径 7 5 mm以下のもの
鋼管（JIS G 3452）……………管径 7 5 mm以下のもの

2 水管

鋼管（JIS G 3443）……………管径 3 0 0 mm以下のもの
ダグタイル鑄鉄管（JIS G 5526）……………管径 3 0 0 mm以下のもの
硬質塩化ビニル管（JIS K 6742）……………管径 3 0 0 mm以下のもの
水道配水用ポリエチレン管（引張強度 204kgf/cm^2 以上）……管径 2 0 0 mm以下で
外径 / 厚さ = 1 1 以下のもの

3 ガス管

鋼管（JIS G 3452）……………管径 3 0 0 mm以下のもの
ダグタイル鑄鉄管（JIS G 5526）……………管径 3 0 0 mm以下のもの
ポリエチレン管（JIS K 6774）……………管径 2 0 0 mm以下のもの

4 下水道管

ダグタイル鑄鉄管（JIS G 5526）……………管径 3 0 0 mm以下のもの
外圧1種ヒューム管以外のヒューム管（JIS A 5303）……………管径 3 0 0 mm以下のもの
強化プラスチック複合管（JIS A 5350）……………管径 3 0 0 mm以下のもの
硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）……………管径 3 0 0 mm以下のもの

以 上

第2号物件 - 地下埋設管 -

排水管（合併処理浄化槽の道路側溝接続管）

（方針）

道路側溝接続や占用管以外に放流先がなく、かつ、次の各項のいずれにも該当する場合に限り、認めることができる。

- 1 原則として、一戸建て住宅に設置する浄化槽排水で、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び関係法令の基準に適合していること。
- 2 公共下水道の供用開始区域でないこと。公共下水道事業認可区域では、道路側溝に接続後、新たに供用開始区域となった場合には、遅滞なく公共下水道に接続することが確約されること。
- 3 生活排水の側溝接続がされても、通常の雨量では流末の道路側溝の機能に支障がないこと。

（位置）

- 1 原則として、民地側に設置されている流末の確保が可能な道路側溝への接続とし、占用面積は、必要最小限とする。
- 2 法敷又は道路余地に設置する場合は、将来の道路計画を勘案し、やむを得ないと認められるものに限り許可する。
- 3 他に手法が無く、やむを得ず道路を横断又は縦断して道路側溝に接続する場合、限度土被り（下水道管の特定管路の例による）を確保し難い時は、必要な防護措置を講じさせて、特に占用を認めるものとする。

第3号物件 - 鉄道・軌道 -

鉄道・軌道

(方針)

次により処理するものとする。

1 道路を鉄道が横断する場合

(1) 踏切道については、道路の占用になるが、この場合、踏切道の新設又は改築に関しては、道路法第32条の許可に替え、法第20条及び法第31条の規定により、道路管理者と鉄道事業者の協議によるものとする。

(2) 鉄道が道路の上空又は地下を横断する場合は、道路法第32条の占用許可を要する。

2 道路を鉄道が縦断する場合

鉄道事業法（昭和61年12月4日法律第92号）第61条の許可を受けることを要する。その場合、道路管理者の許可は、不要である。

(関係通知等)

- 1 「道路法の施行に伴う踏切道の取扱いについて」(昭和27年12月5日鉄総第924号)
- 2 「日本国有鉄道の民営化及び鉄道事業法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(昭和62年3月31日道政発第24号の4)
- 3 「鉄道線路の道路への敷設の許可手続きを定める政令」(昭和62年3月27日政令第78号)
- 4 「鉄道線路の道路への敷設の許可手續に関する省令」(昭和62年5月6日建設省令第9号)
- 5 「鉄道事業法第61条の施行について」(昭和62年5月6日道政発第30号)
- 6 「道路と鉄道との交差に関する運輸省・建設省協定」(昭和63年5月31日成立)
- 7 「道路と鉄道との交差に関する運輸省・建設省細目協定」(昭和63年5月31日成立)

第 4 号物件 - 歩廊 -

アーケード

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り、認めることができる。

- 1 アーケードの設置許可に関する連絡調整を行うための道路管理者、建築主事、警察署長及び消防署長からなる連絡協議会を設け、その協議会において各機関の意見が一致した場合に限り、許可できるものとする。
- 2 設置については、「アーケードの取扱いについて」(昭和 3 0 年 2 月 1 日国消発第 7 2 号、建設省発住第 5 号、警察庁発第 2 号) によるものとする。

第4号物件 - その他 -

固定式日よけ（雨よけ）

（方針）

次の場合に限り、認めることができる。

自己の店舗等の間口の範囲内において、原則として個別に設ける生活上、営業上必要と認められる場合

（位置）

- 1 設置場所は、原則として幅員1.5メートル以上の歩道とする。
- 2 信号機及び道路標識などの効用を妨げるおそれのない場所とする。

（構造）

- 1 日よけの高さは、2.5メートル以上とする。この場合の高さとは、路面と日よけ（付帯物を含む。）の最下端部の距離をいう。
- 2 日よけの歩道上への突き出し幅は次の式により算出した値を最大値とする。

突き出し幅の最大値＝歩道幅－路上施設帯の幅

注 路上施設帯の幅

ア 現在路上施設帯のある場合は、その幅

イ 現在路上施設帯のない場合は、1.0メートルとする。

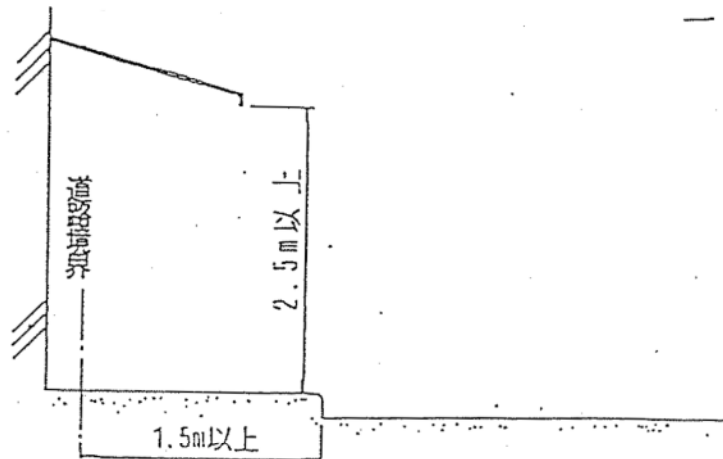
この幅は将来道路照明灯、標識等を設置するための施設幅である。

ウ 建物（劇場、会館等）の出入口に設置する場合は、0.3メートルとする。

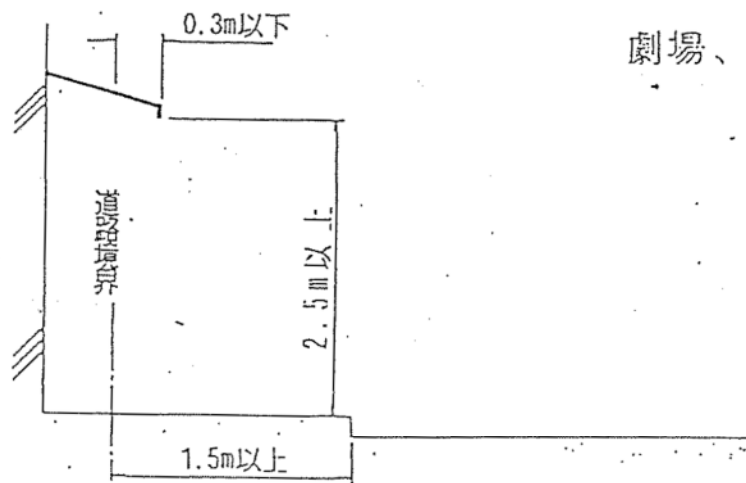
- 3 道路敷内には原則として支柱の設置は認めない。ただし、突き出し先端の支柱は、現在路上施設帯のある道路に設置する場合で、かつ、歩行者等の交通に支障を及ぼさない場合及び前項注ウの建物の出入り口に設置する場合には道路敷内に設置することを認めることができる。
- 4 梁及び柱は、耐火性を有するものにする。
- 5 相当強度の風雨、地震等に耐える強固なものとし、倒壊、落下、飛散、老朽、汚損等により美観を損ない又は通行に支障を及ぼすおそれのないものにする。
- 6 占用物件には、広告、文字等を表示してはならない。ただし、自家用看板を設置しない占用者については、占用者名を縦0.5メートル、横1.0メートルの範囲で表示することができる。
- 7 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので公衆に不快感を与えないものとする。
- 8 占用物件の下の路上に商品、自転車、張出物等が置かれないように誓約書等を提出させて留意しなければならない。

固定式日よけ（雨よけ）

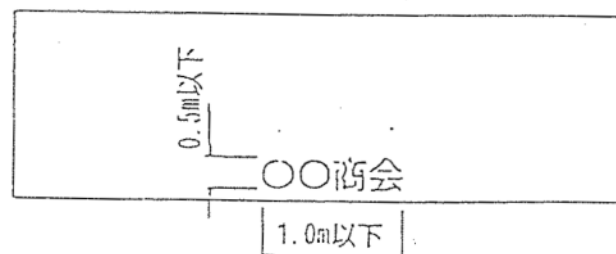
一般



劇場、会館等



占用者名表示



第4号物件 - その他 -

巻上げ式日よけ（雨よけ）

（方針）

次の場合に限り、認めることができる。

自己の店舗等の間口の範囲内において、原則として個別に設ける生活上又は営業上必要と認められる場合

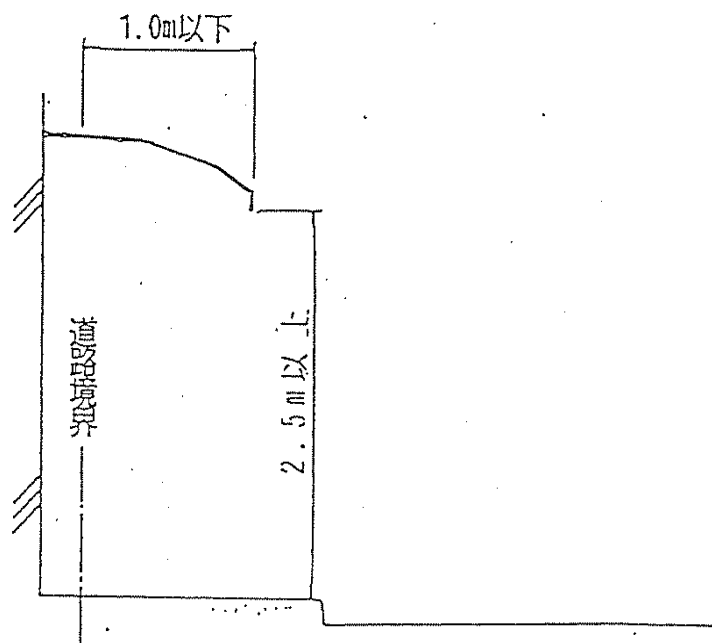
（位置）

- 1 設置場所は、原則として歩道上とする。
- 2 信号機及び道路標識などの効用を妨げるおそれのない場所とする。

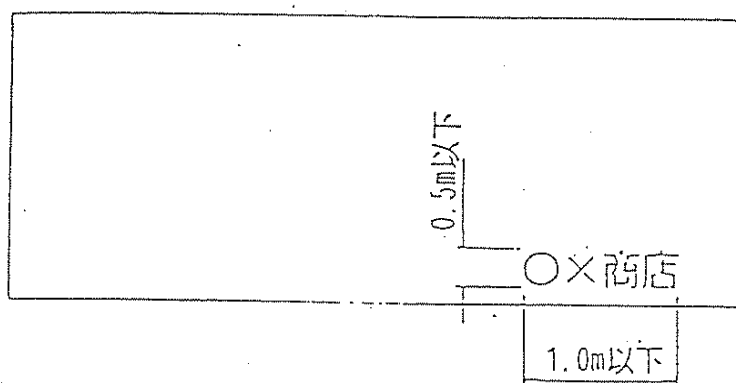
（構造）

- 1 日よけの高さは原則として2.5メートル以上とする。この場合の高さとは路面と日よけ（付帯物も含む）を突き出した際の最下端部の距離をいう。
- 2 日よけの歩道への突き出し幅は、1.0メートル以下とする。
- 3 梁及び柱は、耐火性を有するものとする。
- 4 相当強度の風雨、地震などに耐える強固なものとし、倒壊、落下、飛散、老朽、汚損等により美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれのないものとする。
- 5 占用物件には広告、文字等を表示してはならない。ただし、自家用看板を設置しない占用者については、占用者名を縦0.5メートル横1.0メートルの範囲で表示することができる。
- 6 占用物件の下の路上に商品、自転車、張出物等が置かれないように誓約書等を提出させて留意しなければならない。
- 7 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観及び風致を損なわないもので公衆に不快感を与えないものとする。

巻上げ式日よけ（雨よけ）



占用者名表示



第 5 号物件 _____ 地下街 _____

地下街

(方針)

原則として認めない。

地下街の設置は、公共の用に供される道路又は駅前広場の管理上及び将来の利用計画上支障となるのみでなく、防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点からも問題が多いので、その新設又は増設は、原則として認めない。

(構造)

構造等は、「地下街に関する基本方針について」(昭和 4 9 年 6 月 2 8 日建設省都計発第 6 0 号) によるものとする。

(関係通達)

- 1 「道路の管理に関する取扱いについて」(昭和 3 2 年 5 月 2 9 日建設省道発第 1 4 7 号の 2)
- 2 「地下街の取扱いについて」(昭和 4 8 年 7 月 3 1 日建設省都計発第 7 1 号)
- 3 「地下街の取扱いについて」(昭和 5 5 年 1 0 月 9 日建設省都計発第 1 1 0 号)
- 4 「地下街に関する基本方針について」(昭和 4 9 年 6 月 2 8 日建設省都計発第 6 0 号)

第 5 号物件 _____ 地下室 _____

地下室

(方針)

原則として認めない。ただし、真にやむを得ないと認められる次の施設は、この限りでない。

原則として地上交通の緩和的施設であること。

(位置)

1 車道下は避けること。

2 出入口は、原則として道路敷地内に設けないこと。ただし、歩車道の区別のある歩道についてはこの限りでない。この場合、歩道の幅員が狭小とならないようにすること。

(関係通達)

「道路の管理に関する取扱いについて」(昭和 3 2 年 5 月 2 9 日建設省道発第 1 4 7 号の 2)

第 5 号物件 通路 _____

一般通路

(定義)

一般通路とは、上空通路及び地下通路以外の通路をいう。

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

- 1 占用は、原則として法面に設ける場合のみとし、側溝及び路肩部は、道路法第 2 4 条の承認工事扱いとする。
- 2 他に入出入りする道路への通路が設けられない場合に限り占用を認めることができる。

(位置)

- 1 車道及び歩道の占用は、認めない。
- 2 歩行者及び車両の通行に支障を及ぼさない位置とする。

(構造)

- 1 道路区域内には門柱等の設置は、認めない。
- 2 幅は原則として人の通用の用に供するものは 2 メートル以内、普通自動車の通行の用に供するものは 4 メートル以内、大型自動車の通行の用に供するものは 6 メートル以内とする。ただし、自動車の回転のためこれにより難しい場合は、車両の軌跡により、必要最小限とすることができる。
- 3 消防法の規定により出入口の幅が規定されている場合は、その幅とすることができる。
- 4 原則として 1 施設 2 箇所以内とする。
- 5 道路区域と民地との境界が明確になる措置を講ずること。
- 6 通路は、原則として舗装すること。
- 7 通路は設置に伴い、民地内の雨水排水等が道路区域内に流入しないよう留意すると共に、必要に応じ通路部の排水措置を講ずること。
- 8 占用場所と隣接地とに段差が生じる場合には、転落防止等について留意するものとする。

第 5 号物件 通路 _____

通路橋

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

通路橋は、道路管理上、安全上等问题が多いので、他に出入りする道路がなく、止むを得ない場合

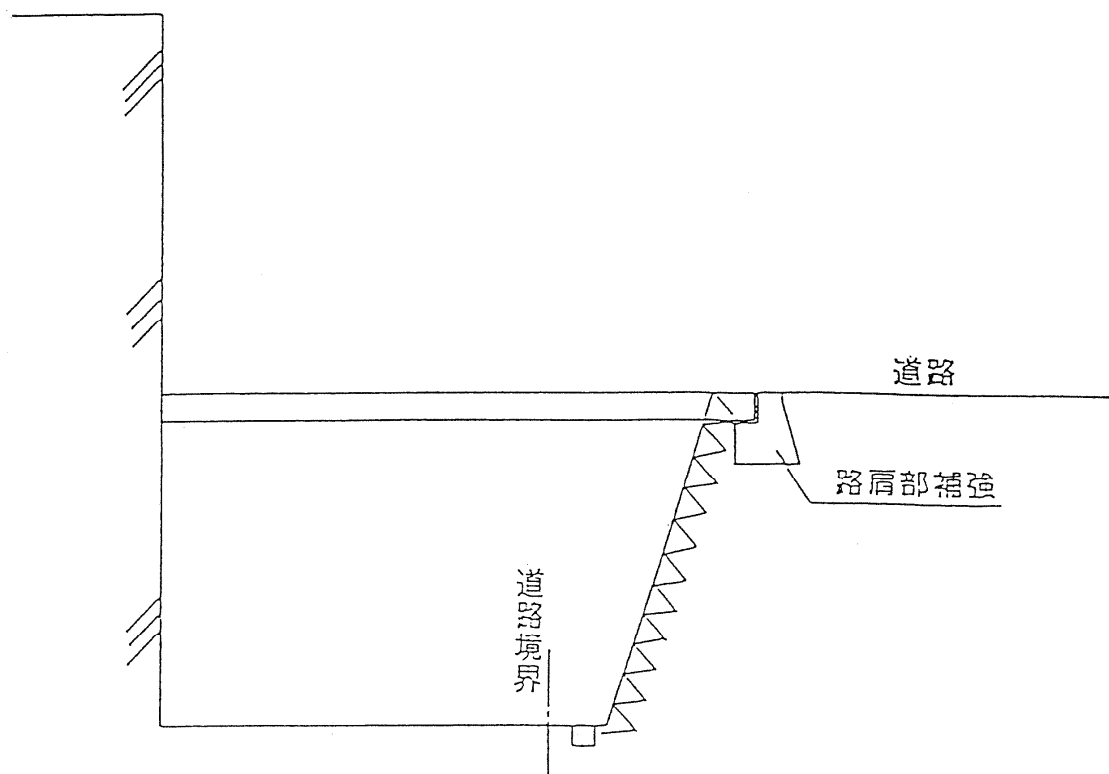
(位置)

通路の基準に拠る。

(構造)

- 1 橋台の一侧は道路敷外へ設け、他方は路肩部を補強して使用目的に耐える構造とする。
- 2 既設路側壁等を橋台として使用しないこと。
- 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、荷重等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないものであること。
- 4 路面とフラットになるよう摺り付けること。
- 5 前各項のほか、一般道路の基準による。

通路橋



第5号物件 _____ 通路 _____

上空通路

(定義)

上空通路とは、道路の上空を占有して設置する渡り廊下その他の道路をいう。(以下「通路」という。)

(方針)

極力抑制すべきあるので、真にやむを得ない場合に限り、認めることができる。

- 1 通路の設置許可に関する連絡調整を行うための道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防署長からなる連絡協議会を設け、その協議会において各機関の意見が一致した場合に限り、許可できるものとする。
- 2 建物の屋上部を連結する通路(以下「屋上連絡通路」という。)及び道路を縦断する等特殊な通路については、事前に協議する必要があるので、道路管理者と調整すること。
- 3 屋上連絡通路以外の通路は、次によるものとする。
 - (1) 建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものでなければならない。
 - (2) 交通、防火、安全、衛生又は、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとする。
 - (3) 売り場、店舗、商品置き場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供してはならない。
- 4 屋上連絡通路は、前項の規定によるもののほか、次によるものとする。
 - (1) 著しく多数の公衆が利用し、かつ、その利用者が屋上部又は上層階に集中する傾向のある百貨店その他これに類するものであって、災害発生時における利用者の避難施設として屋上連絡通路を設置することが特に必要と認められるものであること。
 - (2) 屋上連絡通路を設置する建築物は、それぞれ同一の管理者が管理するものであって、高さ31メートルを超えないものであること。
 - (3) 屋上連絡通路が占有する道路は、幹線道路以外の道路であって、幅員が16メートルを超えないものであること。

(位置)

通路の設置数及び設置場所は、次のよるものとする。

- (1) 通路は、原則として同一建築物について1箇とする。ただし、建築物の用途及び規模によりやむを得ないと認められる場合においては、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第145条第1項第1号又は3号に該当するもの1箇、同項第2号に該当するもの1箇、計2箇とすることができる。
 - (2) 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所に設置してはならない。
 - (3) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見通しを妨げ、その他道路交通の安全を害してはならない。
- 2 屋上連絡通路の設置は、前項によるもののほか、これを設置する建築物にすでに1又は2の上空通路が設置されている場合にあっては、これらの通路の垂直投影上の範囲内

に設置されるものであること。

(構造)

- 1 通路の規模は、常時通行する人数若しくは連搬する物品の数量又は、非常の際避難する人数に応じて最小限とすることとし、その階数は、1とし、その幅員は6メートル以下としなければならない。
- 2 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合はこの限りでない。
 - (1) 通路を設ける建築物から5メートル以内にある通路の床、柱(通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。)及びはりは、耐火構造とすること。
 - (2) 通路と通路を設ける建築物との間には、随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸を設けること。
 - (3) 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、その建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、その開口部に防火戸を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講ずること。
 - (4) 通路には、適当な排煙の措置を講ずること。
- 3 通路の路面からの高さは、5.5メートル以上とすること。ただし、関係機関が、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」(昭和32年7月15日建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号)中の「道路の上空に於ける通路の許可基準」第1項第9号に基づき、中央機関に連絡の上、支障がないものと認められれば、4.7メートル以上とすることができる。
- 4 通路の柱は、原則として、道路内に設けないこと。
- 5 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状に応じて、適当な構造とすること。
- 6 通路の構造計算をする場合、積載荷重は、床、柱、大ばり又は基礎に対して1平方メートルにつき500キログラム以上とし、水平震度は0.2以上、鉛直震度は0.1以上とすること。
- 7 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。
- 8 通路には、適当な雨どいを設けること。
- 9 広告物及び、装飾物の添加は認めない。
- 10 通路にはガス管、排水管、水管、蒸気管及び高圧電線等を添架しないこと。ただし、通路設置と同時に設ける場合で、事前に構造計算書を提出し、道路管理者の指導を受けたものはこの限りでない。
- 11 屋上連絡通路は、前各項の規定によるもののほか、次によるものとする。
 - (1) 屋上連絡通路は、屋根を有しないものとし、かつ、その主要な部分は鉄骨、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリートで、その他の部分は、不燃材料で造られたものであること。
 - (2) 屋上連絡通路は、これを設置する建築物の一部を該当するものとして、その安全性等について建築主事の確認を受けたものであること。
 - (3) 屋上連絡通路は、その側面に人の転落または物の落下を防止するために必要な防護さく等の施設が設置されたものであること。

第 5 号物件 通路 _____

地下通路

(方針)

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合についてはこの限りでない。

原則として地上交通の緩和的施設であること。

(位置)

- 1 地下通路の出入口を設ける場合においては、法敷又は歩道若しくは自転車歩行車道(以下「歩道等」という。)内の車道寄りに設けることとし、かつ、歩道等に設ける場合にあっては、当該歩道等の一側が通行することができるようにすること。この場合において、当該歩道等の通行することができる路面の部分の幅員は、歩道にあっては3メートル以下、自転車歩行車道にあっては3.5メートル以下としないこと。
- 2 電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものが埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に設ける場合は、これらの上部に設けないこと。
- 3 地下通路の頂部と路面との距離は、3.5メートル(公益上やむを得ないと認められる場合にあっては、2.5メートル)以下としないこと。

(構造)

- 1 地下通路の自重、土圧、水圧、浮力等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。
- 2 部材各部の応力度は、許容応力度を超えるものでないこと。
- 3 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で造ること。
- 4 排水溝その他の適当な排水施設を設けること。

第5号物件 _____ その他 _____

地下駐車場

(方針)

次の場合に限り認めることができる。

駐車場法(昭和32年法律第106号)第10条に定める路外駐車場として都市計画決定されたものに限る。

(構造)

- 1 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある占用物件の構造に支障を及ぼさないこと。
- 2 車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。
- 3 「駐車場設計・施行指針について」(平成4年6月10日付け建設省道企発第40号)第3編第1章から第3章の規定に適合すること。

(関係通達)

- 1 「地下駐車場の道路占用について」(平成2年11月20日建設省道政発第61号)
- 2 「自動車駐車場の道路占用について」(平成4年6月10日建設省道政発第46号)

第5号物件 — 合併浄化槽 —

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認める。

(経過)

浄化槽法(昭和58年法律第43号)の改正により、平成13年4月1日より「単独浄化槽」の新設が出来なくなり合併処理浄化槽の設置が義務付けられた。この改正により、単独浄化槽より大きな設置面積を必要とする合併処理浄化槽の設置を推進するため、道路法が改正され、道路法第32条第1項第5号の「地下街、地下室、道路その他これらに類する施設」に浄化槽が追加されることとなった。しかし、道路法上の占用は、道路の敷地以外に余地がないためやむを得ない場合に認められるものである点、また、道路構造に与える影響が大きく、しかも、浄化槽の占用主体が個人である点を考慮し、「極力抑制・真にやむを得ない場合に限り認める」こととする。

(対象区域)

許可対象区域は、公共下水道処理区域及び公共下水道予定処理区域(事業認可区域)を除外した、区域とする。

公共下水道処理区域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第10条により公共下水道への接続が義務づけられており、合併処理浄化槽の占用を認める必要性はない。

公共下水道予定処理区域(事業認可区域)は、改正浄化槽法第3条の2により合併処理浄化槽の義務づけが除外されている。その理由は、合併処理浄化槽設置後、短期間で公共下水道への接続を行うという設置者の2重費用負担を避けるためであり、この趣旨から、合併処理浄化槽の道路占有についても多額の費用負担が見込まれることを勘案し、この区域の占用許可を認めないものとする。

(設置位置)

1 車道は認めない。

2 歩道部分は、原則として認めないが、真にやむを得ない場合は、次の条件すべてに合致するときに限り、認めるものとする。

(1) 既存の浄化槽の取替えに伴い、建築物の建替え又は大幅な改築を行わないと自己敷地内に浄化槽設置の余地が生み出せない場合に限る。建築物の新築、増築又は改築に伴う場合は、認めない。

(2) 既設の道路施設及び公益性のある占用物件並びにこれらの将来計画に支障がないこと。

(3) 浄化槽施設が構造基準に適合していること。

(構造)

構造等、当面、道路土工「カルバート工指針」及び「擁壁工指針」等に準拠するものとし、国から構造基準等が示された場合は改正する。

第 6 号物件 _____ 露店 _____

露店

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

- 1 祭礼、催物等のため一時的に設置するもの
- 2 土地に定着せず簡単に取り払えるもの
- 3 信号機、バス停留所、消火栓及び道路標識等の機能を阻害しない位置及び物件とする。

(位置)

一般に通行に支障を及ぼさないような位置に設置し、交通の安全には万全を期すること。

第 6 号物件 _____ 商品置場 _____
商品置場
(方針)
認めない。

第 6 号物件 _____ その他 _____

松かざり、七夕かざり

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

- 1 祭礼、縁日等の際し、恒例として一時的に設けるもの
- 2 歩行者及び通行車両の安全が確保できるよう措置するものとする。
- 3 国、地方公共団体、自治会、商店会、その他これらに準ずる団体が行う場合
- 4 催物の期間終了後直ちに撤去できるものに限る。

(位置)

信号機、バス停留所、消火栓、マンホール及び道路標識等の機能を阻害しない位置とする。

(構造)

- 1 道路施設、信号機、道路標識、電柱、電話柱等への添架は認めない。
- 2 倒壊、落下、はく離、汚損等により、美観を損ない、又は交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。

(その他)

維持管理に当たっては、管理規程等を徴し、万全を期するものとする。

第 6 号物件 _____ その他 _____

祭りかざり

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り、認めることができる。

- 1 祭礼、縁日等の際し、恒例として一時的に設けるもの。
- 2 国、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずる団体が行う場合。
- 3 催物の期間終了後直ちに撤去できるもの。

(位置)

- 1 原則として、支柱は、法敷、道路余地又は路端に設置するものとする。ただし、やむを得ない場合は歩車道の区別のある道路にあつては歩道内の車道寄りに、植栽帯等を有する歩道にあつては植栽帯等の内に設けることができる。この場合、歩車道境界線から 0 . 2 5 メートル以上民地側へ離れた位置に設置し、かつ、歩行者の通行に支障のない位置とする。また、植栽帯内に設置する場合にあつては、植樹間に空地がある等既植の樹木に影響を与えない場合に限る。
- 2 信号機、バス停留所、消火栓、マンホール及び道路標識等の機能を阻害しない位置とする。

(構造)

- 1 道路施設、信号機、道路標識、電柱・電話柱等への添加は、認めない。
- 2 飾りの最下端は、路面から 4 . 7 メートル以上とする。ただし、歩道においては、2 . 5 メートル以上とすることができる。
- 3 倒壊、落下、はく離、汚損等により、美観を損ない、又は交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 4 歩行者及び通行車両の安全が確保できるよう措置するものとする。

(その他)

占用物件の維持管理に当たって、占用者の点検項目、点検回数、責任者及び緊急時の体制等を記載した管理規程等を徴するものとし、支障が生じたときは、撤去できるものとする。

令第1号物件 看板類 _____

立看板

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り、認めることができる。

- 1 国又は地方公共団体が主催する催物の期間中に交通誘導のために一時的に設けるもので、他に民地等適当な場所がないと認められる場合
- 2 交通規制のために設置するもの又は道路交通安全、道路の美化推進等道路管理上有益とみなすことができるもので、国又は地方公共団体が設置する場合

(位置)

- 1 地面に接する部分の位置は、道路余地、法敷又は路肩とする。歩道については、歩行者等の通行に支障を及ぼすので極力抑制するものとする。
- 2 次の工作物、物件及び施設には、添加及び設置できない。
 - (1) 橋りょう、隧道、地下道、高架構造物（歩道橋を含む）及び分離帯
 - (2) 街路樹、信号機、道路標識、防護柵、照明灯
 - (3) 消火栓、火災報知器、郵便差出箱（郵便ポスト）、公衆電話（電話ボックス）、変圧塔及びこれらに類する物件
- 3 次の箇所から5.0メートル以内は原則として認めない。
交差点、屈折部、横断歩道、橋りょう、隧道、踏切、道路標識、火災報知器、消火栓及びバス停留所

(構造)

大きさは、縦2メートル、横1メートル以下とする。

- 2 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽及び汚損等により、美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 3 信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは、認めない。
- 4 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 5 電光式、同光式、反射式、外照式及び内照式は、認めない。

(その他)

占用物件に添加して設置する場合は、一次占用者の同意を得ておかなければならない。

令第1号物件 看板類 _____

突出し看板、野立て看板

(定義)

突出し看板とは、建物、塀等の建築物に添加する看板をいい、野立て看板とは、建柱して看板を取り付けたものをいう。

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

- 1 突出し看板は、営業又は事業を行う者が、自己の営業所又は事業所に添加する自己の店名、屋号、商標、自ら販売政策する商品名又は自己の営業、事業の内容を表示するもの、ないしは駐車場への誘導を表示するもの。
- 2 野立て看板は、次の場合に限る。
 - (1) 道路交通の安全、道路の美化推進等道路管理上有益と認められるもので、国、地方公共団体及び上記趣旨を目的とする団体が設置するもの。
 - (2) 事業所又は営業所等の敷地内に建柱するもので、看板の表示が第1項の内容であるもの。

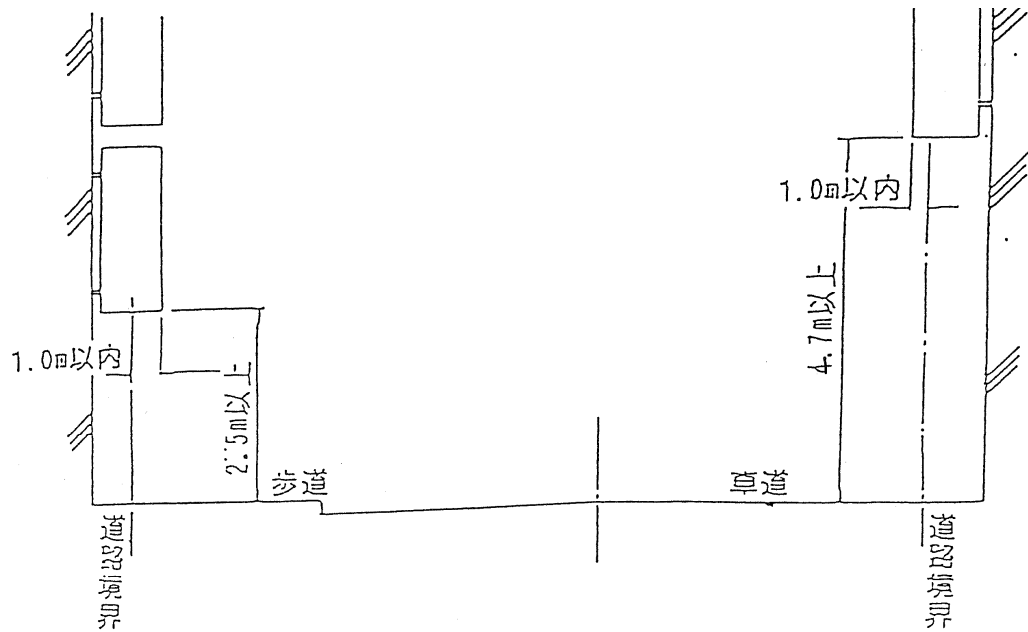
(構造)

- 1 設置個数は、1営業所(敷地を含む。)等2個以内(国、地方公共団体が設置するもの又は切手の販売を表示する0.5平方メートル以下のものは除く。)とする。ただし、貸ビルの所有者が賃借人のために設置する場合には、最終利用形態から判断して1賃借人につき1個を限度に看板の設置を認めることができる。
- 2 看板の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道においては、2.5メートル以上とすることができる。
- 3 路面への突出し幅は、1.0メートル以下とする。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損等により美観を損ない、又は交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 5 電光式、動光式、反射式、外照式(当該看板の看板面に設置し、看板面のみに照明が当たるものは除く。)は、認めない。
- 6 内照式であって、半透明の看板面を使用するものは、認める。
- 7 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは、認めない。
- 8 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観及び風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。

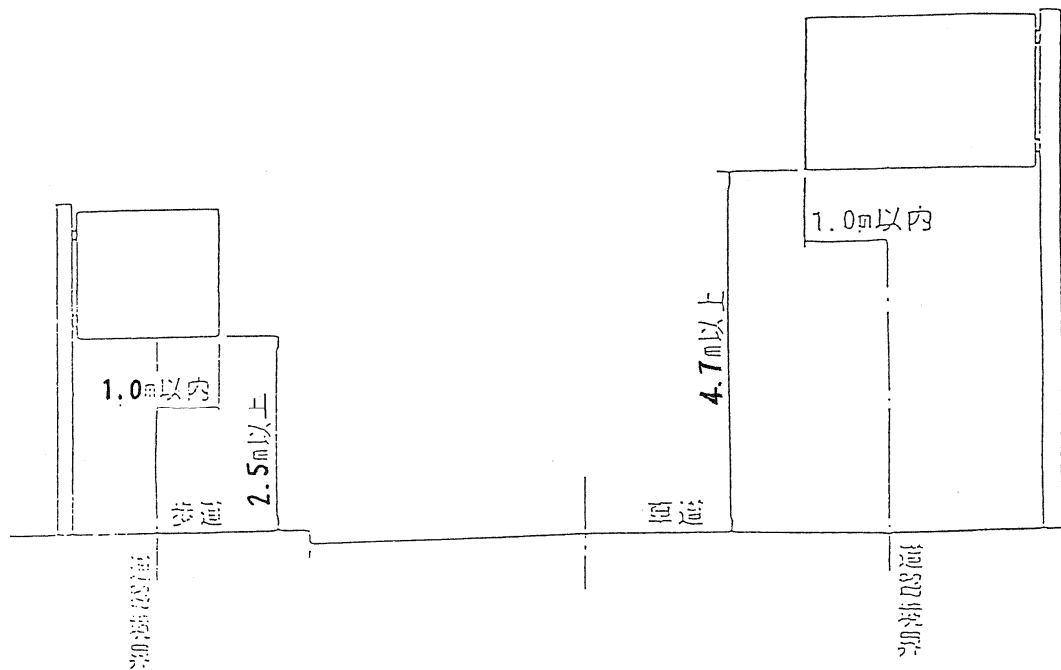
(その他)

貸ビル所有者が表示内容について白地で申請する場合に当たっては、表示内容が賃借人の自家用看板に限る旨、及び表示内容が決定、変更した場合にはその都度速やかに変更申請をする旨の誓約書を提出させることとする。

突出し看板



野立て看板



令第1号物件 _____ 看板類 _____

電柱、電話柱及び消火栓標識の添加看板

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

- 1 電柱、電話柱管理者又は消防機関から添加の承認を得た看板
- 2 添加看板とは、巻付看板及び添加看板をいい、それぞれ1柱につき1個とする。ただし、巻付看板については、1個を2面として取り付けることができる。

(構造)

- 1 添加看板の大きさは、次のとおりとする。
 - 電柱、電話柱の巻付看板..... 1平方メートル以下
 - 電柱、電話柱の添架看板.....縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下
 - 消火栓の添架看板.....縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下
- 2 巻付看板相互間及び添架看板相互間の距離は、道路1側につき20.0メートル以上とし、添加位置及び形状を統一する。
- 3 巻付看板の添加位置は、路面から1.2メートル以上、3.0メートル以下とする。
- 4 添架看板の下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道においては、2.5メートル以上とすることができる。
- 5 電柱、電話柱の添架看板の突出し幅は、0.6メートル以下とし、突出し方向は、道路の中心線の反対側を原則とする。
- 6 信号機、道路標識及び道路照明灯が設置されている柱には添加を認めない。
- 7 落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 8 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは、認めない。
- 9 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 10 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照的は、認めない。

(その他)

道路占用許可申請に当たっては、柱の管理者の同意を得ておかなければならない。

令第1号物件 看板類 _____

公共掲示板、町内案内図板、地域案内図板

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

- 1 神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)により掲示が認められるものであって、国、地方公共団体、自治会、商店会その他これに準ずる団体が、広報その他の公共的目的のために設ける場合。
- 2 道路敷地外に適当な場所がない場合

(位置)

- 1 歩道を有する道路においては、歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置とし、歩行者等に支障を及ぼさない位置とする。
- 2 歩道を有しない道路においては、法敷、道路余地に設ける。
- 3 掲示板は、道路の方向と平行に設けるものとする。
- 4 次の箇所から5メートル以内は、原則として認めない。
交差点、曲り角、横断歩道、橋りょう、隧道、踏切、道路標識、火災報知器、消火栓及びバス停留所
- 5 地上変圧器又は流量計ボックスの側面に公共掲示板を添加する場合には、前各項は、適用しない。

(構造)

- 1 高さは0.2メートル以下、長さは1.5メートル以下とする。
- 2 ひさしを設ける場合は、その出幅は0.3メートル以下とする。
- 3 ひさしの最下部と路面との距離は、原則として1.8メートル以上とする。
- 4 支柱は埋込式とし、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 5 広告の添加及び塗布は、認めない。
- 6 掲示板には管理者名を表示するものとし、その大きさは、管理者を判別できる程度で極力小さいものとする。
- 7 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは、認めない。
- 8 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 9 地上変圧器又は流量計ボックスの側面に公共掲示板を添加する場合には、第1項から第4項までは、適用しない。

令第1号物件 _____ 看板類 _____

緊急自動車出動看板

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

道路交通法施行令(昭和35年政令270号)第13条に定める緊急自動車の出動に当たって、通行車両や歩行者に注意を喚起し、安全を確保するために設ける場合

(位置)

- 1 柱は、原則として道路敷地外に設けるものとする。
- 2 やむを得ず道路敷地内に設ける場合には、法敷、道路余地又は路端に設置するものとする。

ただし、歩車道の区別のある道路にあっては歩道内の車道寄りに、植栽帯等を有する歩道にあっては植栽帯等の内に設けることができる。この場合、歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置に設置し、かつ、歩行者等に支障のない位置とする。また、植栽帯内に設置する場合にあっては、植樹間に空地がある等既植の樹木に影響を与えない場合に限るものとする。

- 3 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点及び屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には、設置してはならない。

(構造)

- 1 出動看板の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道においては、2.5メートル以上とすることができる。
- 2 道路敷地外に建柱した看板の突き出し幅は、1.0メートル以下とし、道路上に建柱する場合の突き出し幅は1.7メートル以下とする。
- 3 看板の大きさは、縦0.8メートル、横1.2メートル以下とする。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損等により、美観を損ない、又は交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 5 広告の添加及び表示は、認めない。
- 6 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観及び風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 7 出動看板には、点滅灯等及びスピーカー(以下「点滅灯等」という。)を設置することができるものとし、点滅灯等の落下又は点滅灯等の設置に起因する看板の落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものとする。

令第1号物件 _____ 標識類 _____

広域避難場所誘導案内標識

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

- 1 国、地方公共団体が設置するもの
- 2 電柱、電話柱管理者から添加の承認を得た看板
- 3 巻付看板によるものとし、1柱につき1個に限るものとする。ただし、1個を2面として取り付けることができる。

(構造)

- 1 大きさは、縦0.4メートル、横0.33メートルとする。
- 2 広域避難場所誘導案内標識相互間の距離は、道路1側につき20.0メートル以上とし、添加位置はできる限り統一する。
- 3 信号機、道路標識及び道路照明灯が設置されている柱には、添加を認めない。
- 4 落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損ない、又は交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 5 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは、認めない。
- 6 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 7 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は認めない。

(その他)

道路占用許可申請に当たっては、柱の管理者の同意を得ておかなければならない。

令第1号物件 _____ 看板類 _____

スクールゾーン標識

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

- 1 国、地方公共団体が設置するもの。
- 2 電柱、電話柱管理者から添加の承認を得た看板
- 3 巻付看板によるものとし、1柱につき1個に限るものとする。ただし、1個を2面として取り付けることができる。

(構造)

- 1 大きさは、縦0.4メートル、横0.33メートルとする。
- 2 スクールゾーン標識相互間の距離は、道路1側につき20.0メートル以上とし、添加位置はできる限り統一する。
- 3 信号機、道路標識及び道路照明灯が設置されている柱には添加を認めない。
- 4 落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 5 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 6 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 7 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は、認めない。

(その他)

道路占用許可申請に当たっては、柱の管理者の同意を得ておかなければならない。

令第1号物件 _____ 標識類 _____

消防水利標識

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

- 1 消防機関が設置するもの及び消防機関が認めた場合であって、消防機関に委託された者が設置するもの。
- 2 道路敷地外に適当な場所がない場合

(位置)

- 1 設置場所は、消防水利から5メートル以内の位置で道路余地又は法敷とし、やむを得ない場合は歩道上に設置できるが、歩車道境界より0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、歩行者等に支障を及ぼさない位置とする。
- 2 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点及び曲折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置できない。

(構造)

- 1 標識の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道においては2.5メートル以上とすることができる。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 3 占用者名、連絡先を表示した表示板を設置することができる。
- 4 回転式等看板が動く者及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 5 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観及び風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 6 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は、認めない。

(参考)

昭和45.9.3建関道政第257号の4道路部長通達「消火栓標識及び同添加看板の占用許可基準について」

令第1号物件 _____ 標識類 _____

バス停留所標識

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

バス事業者及びその団体が設置するもので、道路の敷地外に余地がない場合

(位置)

1 非照明式の場合

- (1) 歩道を有する道路においては、歩道上の車道寄りで、歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置に設けることができる。
- (2) 歩車道区分のない道路においては、路端に設けることができる。
- (3) 交差点、曲折部、横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び消火栓から5.0メートル以上離れた位置とし、信号機、道路標識の効用を害するおそれのない場所、かつ、通行に支障のない場所とする。

2 照明式の場合

- (1) 歩道又は待避所等で交通に支障のない場所とする。
- (2) 歩道に設置する場合は、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置とする。ただし、歩道の有効幅員が1.5メートル未満となる場所は、認めない。
- (3) 交差点、曲折部、横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び消火栓から5.0メートル以上離れた位置とし、信号機、道路標識の効用を害するおそれのない場所、かつ、通行に支障のない場所とする。

(構造)

1 非照明式の場合

- (1) 倒壊、はく離、汚損等により、通行に支障を与えるおそれのないものとする。
- (2) 歩道に設置する場合には、原則として埋め込み式とする。
- (3) 広告の添加、表示は認めない。ただし、停留所名の副名称を標識の一部に表示する場合は、この限りでない。

2 照明式の場合

- (1) この標識の構造は、1本の支柱と直方体の照明表示ボックスから構成されるものを標準とし、支柱の高さ（路面から照明表示ボックスの最下部までの支柱の高さをいう。以下同じ。）と照明表示ボックスの高さの合計は3.0メートル以下、照明表示ボックスの最大幅は0.45メートル以下とする。支柱の高さのおおむね4分の1とする。
- (2) 広告は、進行車両の非対向面及び歩道面の2面に掲載できるものとする。広告面の面積は、照明表示ボックスの各表示面の面積の3分の1以下で、その位置は照明表示ボックスの最下段とする。
- (3) 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- (4) 信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは、認めない。
- (5) デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわな

いもので、公衆に不快感を与えないものとし、照明表示ボックスの地色は、原則として白又は淡色に限る。

(その他)

- 1 道路占用許可申請に当たっては、屋外広告物条例に基づく許可申請書又は許可書の写しを添付するものとする。
- 2 照明式のものについては、前記に拠るほか「照明式バス停留所標識（広告付）の道路占用について」(昭和49.2.1建設省道政発第5号)に拠るものとする。

令第1号物件 _____ 標識類 _____

タクシー乗場標識

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

タクシー事業者の団体又は公益機関が設けるもので、道路敷地外に余地がないためにやむを得ず設ける場合

(位置)

- 1 駅前広場等で停車スペースが十分確保され、通行に支障を及ぼさない場所とする。
- 2 歩道を有する道路の歩道上で、歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた場所とする。
- 3 交差点、曲折部、横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び消火栓から5.0メートル以上離れた位置とし、信号機、道路標識等の効用を害するおそれのない場所とする。

(構造)

- 1 倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により通行に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 2 広告の添加及び塗布は、認めない。
- 3 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は、認めない。

令第1号物件 _____ 標識類 _____

駐車場案内標識

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

- 1 駐車場法第2条第2号に規定する駐車場で、駐車のに供する部分の面積が500平方メートル以上の駐車場を管理するものが設置するもの
- 2 50台以上駐車可能な駐車場で、国、地方公共団体又は地方道路公社が設置するもの
- 3 第1項及び前項に該当するもので、民地等他に適当な場所がない場合

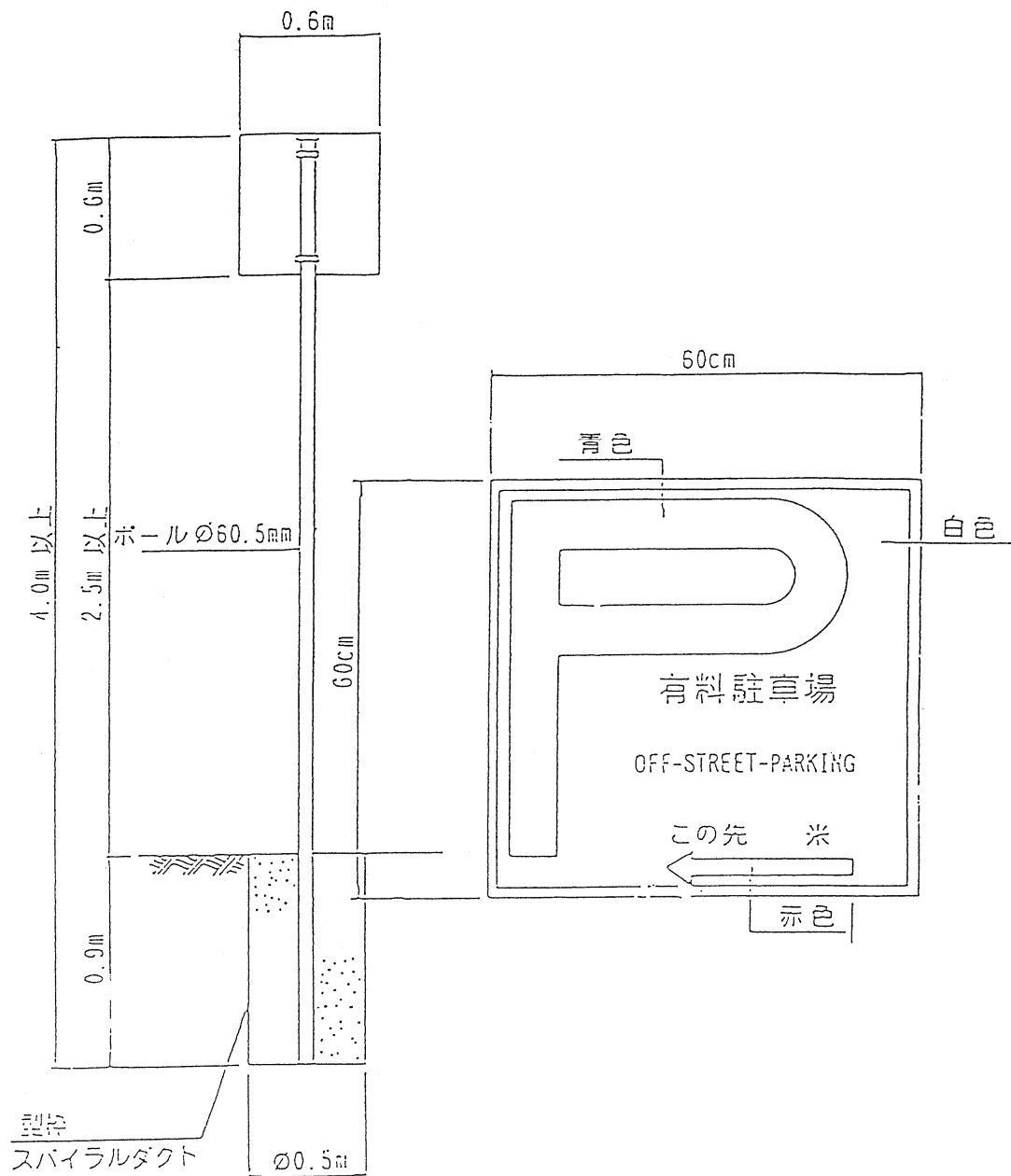
(位置)

- 1 設置箇所は、道路余地、法敷、路肩を原則とし、やむを得ない場合は歩道上に設置できる。この場合、歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた場所で、歩行者等の通行に支障を及ぼさない場所とする。
- 2 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点及び屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。

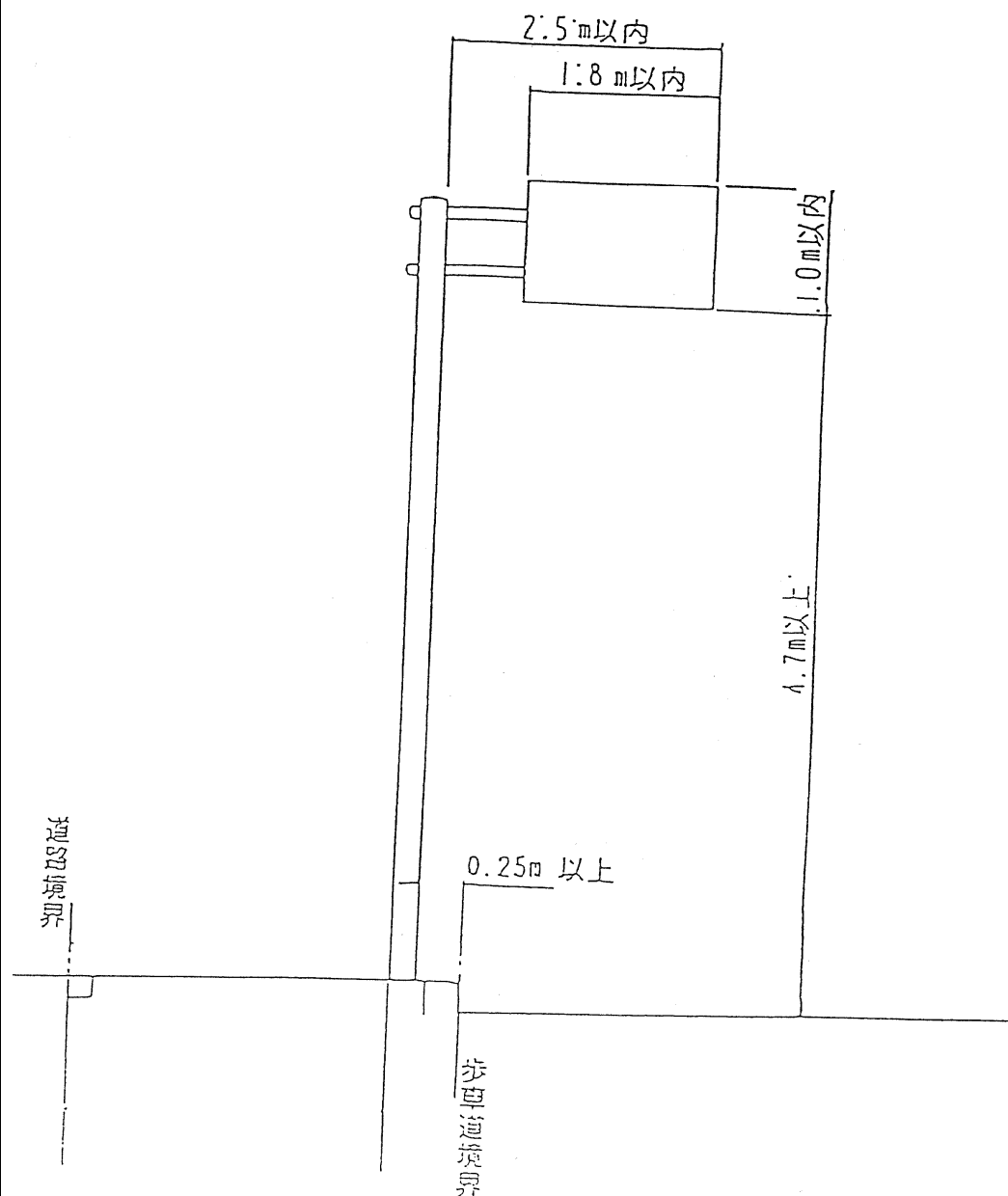
(構造)

- 1 設置箇所は、原則として駐車場から100メートル以内に2箇所以下とする。
- 2 片持ち式標識の大きさは、縦1.0メートル、横1.8メートル以下とし、板を出す出幅は、2.5メートル以下とする。
- 3 路側式標識の大きさは、縦横それぞれ0.6メートル以下とする。
- 4 標識の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道においては2.5メートル以上とすることができる。
- 5 標識板の表示は、駐車場の位置を案内する内容に限り、広告及び広告物の添加及び塗布は、認めない。
- 6 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 7 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は、認めない。

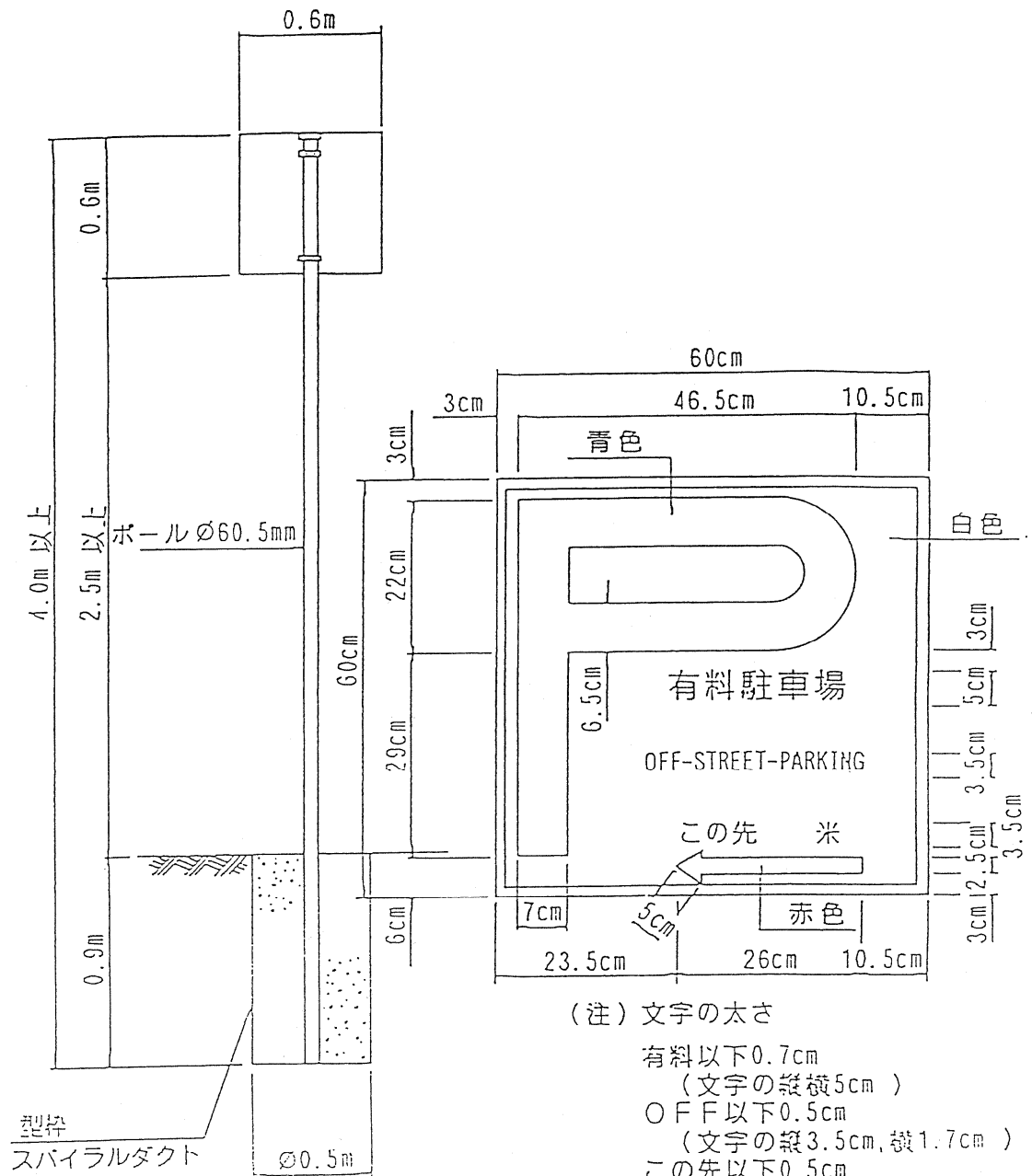
駐車場案内標識（路側式）



駐車場案内標識（片持ち式）



駐車場案内標識（路側式）



令第1号物件 _____ 標識類 _____

震災避難誘導標識

(定義)

震災避難誘導標識とは、大震災時に地域住民等を避難場所へ誘導する目的で設置するものをいう。

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

国、及び地方公共団体が設置するもの。

(位置)

1 建柱については、次によるものとする。

(1) 歩道を有する道路の場合は、歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた場所で、歩行者の通行に支障を及ぼさない場所とする。

(2) 歩道を有しない道路の場合は、法敷又は道路余地に設置するものとし、法敷又は道路余地に設置することが適当でない場合は、路端に設置するものとする。

2 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点及び屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。

(構造)

1 標識の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道においては2.5メートル以上とすることができる。

2 板を出す出幅は、1.7メートル以下とする。

3 板の大きさは、縦0.8メートル、横1.2メートルとする。

4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれのない構造とする。

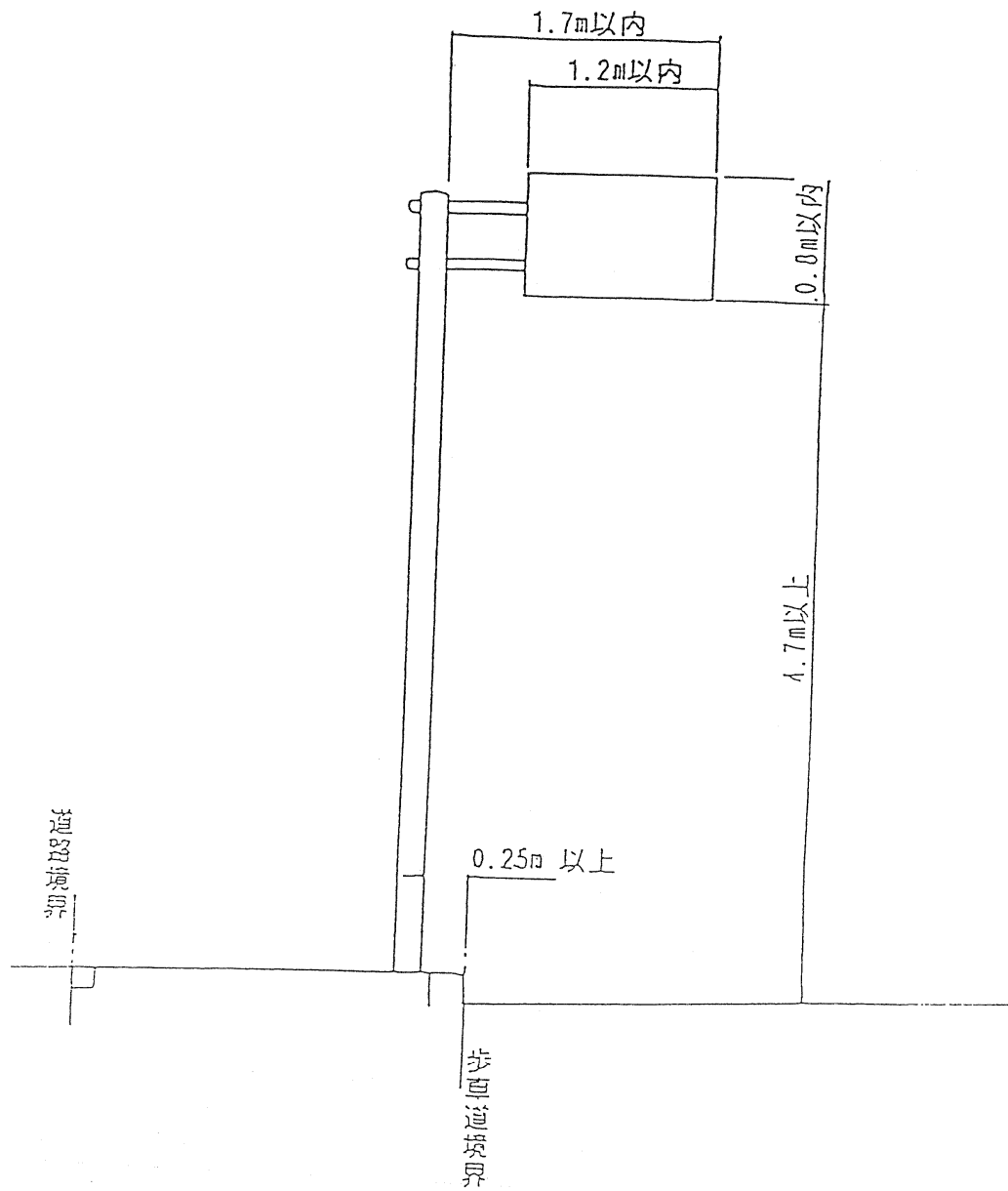
5 信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは、認めない。

6 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観及び風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。

7 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は、認めない。

8 標識が寄贈された場合、寄贈したものの氏名等を明示してはならない。ただし、寄贈したものが財団法人日本宝くじ協会である場合は、この限りでない。

震災避難誘導標識



令第1号物件 _____ 標識類 _____

公共施設案内標識

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

- 1 国、地方公共団体、公共施設の管理者又は所有者が設置するもので、道路管理者の行う道路標識の設置計画及び道路交通への影響を勘案してやむを得ない場合
- 2 原則として、誘導標識は認めない。
- 3 設置できる施設等は、次のとおりとする。
 - (1) 国又は地方公共団体が設置する不特定多数の者が利用する施設(国又は地方公共団体が地域振興のため計画した地域案内を含む。)
 - (2) 医療施設については、次のとおりとする。
 - ア 国又は地方公共団体が設置する医療施設
 - イ 地域医療支援病院及び特定機能病院
 - ウ 患者500人以上の収容施設を有し、その診療科目中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院
 - エ 法令により国又は地方公共団体が設置しなければならない病院に代わる施設として、国又は地方公共団体から指定されている病院
 - オ 市町村が認める休日、夜間の救急診療を行う医療施設
 - (3) 国の指定を受けた文化財
 - (4) 駅、港
- 4 標識の設置は、当該施設の存置期間中のみとする。
- 5 設置計画について事前に調整を行い、道路管理者の道路標識設置計画との整合を図るものとする。

(位置)

- 1 当該施設の入口付近(ただし、当該施設の入口が道路に面していない場合は、そこに至る道路の取付け部付近)に上下線各1基ずつ合計2基まで設置することができる。
- 2 前項にかかわらず、国又は地方公共団体が設置するもので、次の各号のすべてに該当する場合は、当該施設に至る主要経路上の分岐点に前項の標識の他に2基まで設置することができる。
 - (1) (方針)第3項第1号又は第3号に該当するもの
 - (2) 交通渋滞の緩和、交通の利便等から考えて交通誘導の必要が認められるが、道路管理者が設置、管理等を行うまでにいたらないもの
- 3 前項にかかわらず、歩行者等を案内する標識は、原則として最寄りの交通機関から当該施設の入口付近までの間に4基まで設置することができる。ただし、当該施設までの合理的な経路を起案した上、必要であると認められる場合は、この限りでない。
- 4 建柱については、次によるものとする。
 - (1) 歩道を有する道路の場合は、歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた場所で、歩道の有効幅員を2.0メートル以上確保できる位置とする。
 - (2) 歩道を有しない道路の場合は、法敷又は道路余地に設置するものとし、法敷、道路余地に設置することが適当でない場合は、路端に設置するものとする。

5 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点及び屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には、設置してはならない。

6 歩行者等を案内する標識は、原則として、歩行者等の通行方向と平行して設置するものとする。

(構造)

1 片持ち式標識の規格は、次のとおりとする。

(1) 標識の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道においては、2.5メートル以上とすることができる。

(2) 標識の大きさは、縦1.0メートル、横1.8メートル以下とし、板を出す出幅は、2.5メートル以下とする。

2 路側式標識の規格は、次のとおりとする。

(1) 標識の最下端は、2.5メートル以上とする。ただし、歩道幅員が2.0メートル以上ある場合で、歩行者の通行に支障がないと認められる場合は、1.0メートル以上とすることができる。

(2) 標識の大きさは、縦0.6メートル、横1.5メートル以下とする。

(3) 標識柱1基について、標識3枚まで設置することができる。

3 標柱式の標識の規格は、次のとおりとする。

(1) 標柱の高さは、2.5メートル以下とする。

(2) 標柱の大きさは、周囲1.0メートル以内(四角柱にあっては一辺の長さが0.25メートル以内、三角柱にあっては一辺の長さが0.3メートル以内)とする。

4 標識の表示内容は、施設の名称、方向、距離及びシンボルマークに限る。

5 広告の添加及び表示は、認めない。

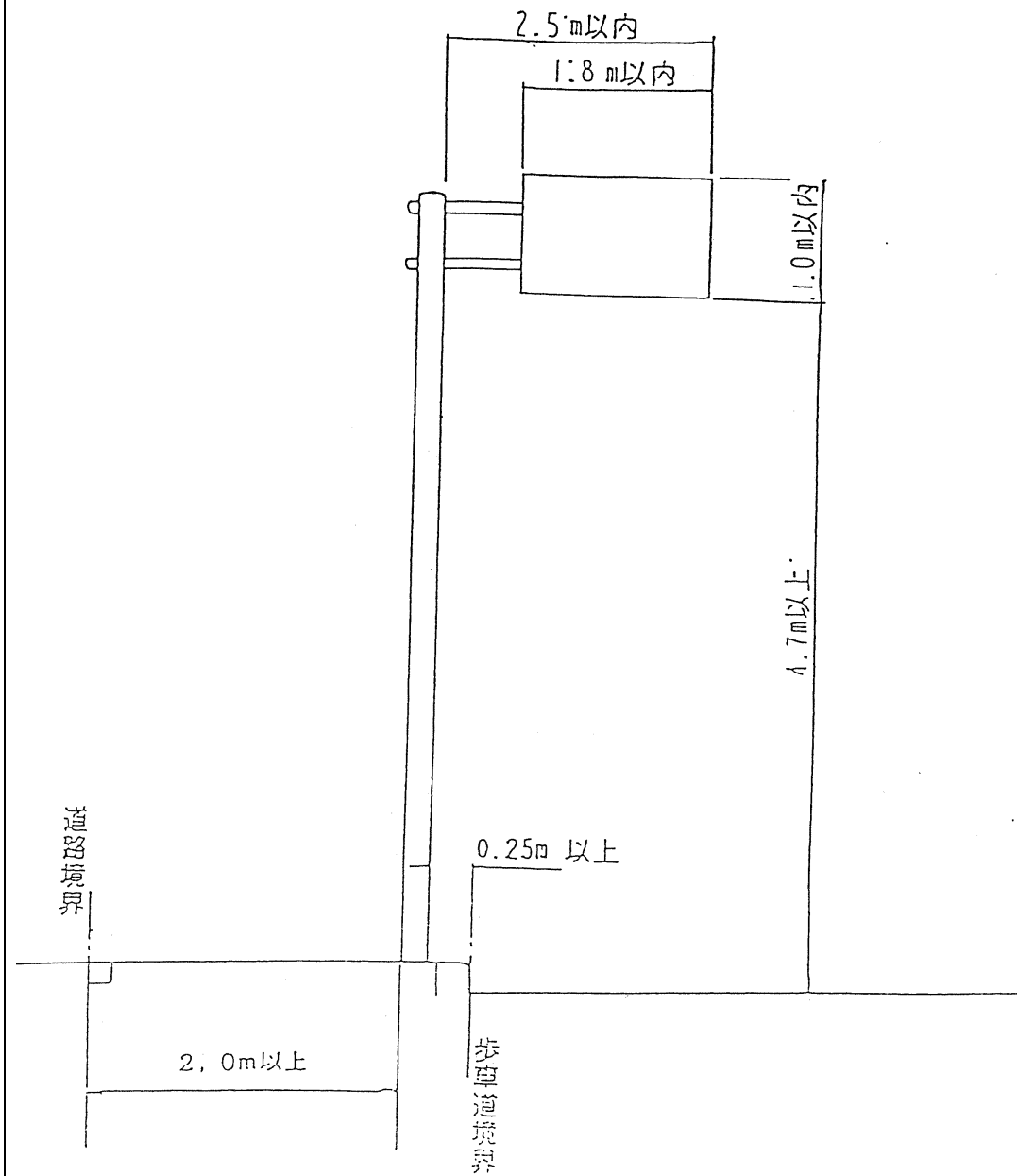
6 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損等により美観を損ない、又は交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。

7 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは、認めない。

8 色彩は、標識令別表第2のうち著名地点標識に準ずるものとする。

9 電光式、動光式、外照式及び内照式は、認めない。

公共施設案内標識



令第1号物件 _____ 標識類 _____

駐車場案内システム電光掲示板

(方針)

公益上やむを得ないもので、次の場合に限り、認めることができる。

- 1 地方公共団体が策定した駐車場案内システム計画に基づく施設を設ける地方公共団体及び駐車場案内システム計画に位置づけられ、情報の対象となる駐車場の設置者に限る。
- 2 掲示板の種類は、次によるものとする。
 - (1) 予告案内板 案内システムがあることの予告情報を示すもの
 - (2) ブロック案内板 ブロックの位置を認識させ、現在の位置、ブロックの満空の情報を示すもの
 - (3) 個別案内板 駐車場の位置を認識させ、名称、満空の情報及び空き駐車場の方向を示すもの
 - (4) 補助・入口案内板 当該駐車場の名称及び隣接の駐車場名と方向を示すもの

(位置)

- 1 建柱については、次によるものとする。
 - (1) 歩道を有する道路の場合は、歩車道境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた場所で、歩行者等に支障を及ぼさない場所とする。
 - (2) 歩道を有しない道路の場合は、法敷、道路余地に設置するものとし、法敷、道路余地に設置することが適当でない場合は、路端に設置するものとする。
- 2 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点及び屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。

(構造)

- 1 掲示板の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道上での掲示板の最下端は、2.5メートル以上とすることができる。
- 2 掲示板の大きさは、縦3.0メートル、横2.5メートル以下とする。
- 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損等により、美観を損ない、又は交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 4 広告の添加及び表示は、認めない。
- 5 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 6 物件には、占有者名を表示するものとする。

令第1号物件 _____ 標識類 _____

自転車放置禁止標識及び違法駐車等防止重点地域標識

(方針)

公益上やむを得ないもので、次の場合に限り、認めることができる。

- 1 自転車放置禁止標識については、自転車の放置防止に関する条例を制定している地方公共団体が設置するもの
- 2 違法駐車等防止重点地域標識については、違法駐車等の防止に関する条例を制定している地方公共団体が設置するもの
- 3 放置禁止区域及び違法駐車等防止重点地域の地図、放置行為及び違法駐車等の禁止、放置及び違法駐車等した場合の措置、指定の根拠を掲示する標識板については、「公共掲示板、町内案内図板、地域案内図板」の位置、構造の規定を適用すること。

(位置)

- 1 建柱については、次によるものとする。
 - (1) 歩道を有する道路の場合は、歩車道境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた場所で、歩行者等に支障を及ぼさない場所とする。
 - (2) 歩道を有しない道路の場合は、法敷又は道路余地に設置するものとし、法敷又は道路余地に設置することが適当でない場合は、路端に設置するものとする。
- 2 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点及び屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。

(構造)

- 1 標識の最下端は、2.5メートル以上とする。ただし、歩道の有効幅員を2.0メートル以上確保できる場合で歩行者の通行に支障がないと認められるときは、1.8メートル以上とすることができる。
- 2 標識板の大きさは、縦横それぞれ0.9メートル以下とする。
- 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損等により、美観を損ない、又は交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 4 広告の添加及び表示は、認めない。
- 5 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 6 電光式、動光式、外照式及び内照式は、認めない。

令第 1 号物件 _____ 旗ざお _____
旗ざお
(方針)
認めない。

令第1号物件 パーキング・メーター
 パーキング・メーター

(方針)

次の場合に限り、認めることができる。

- 1 駐車場法（昭和32年法律第106号）第4条による「路上駐車場設置計画」に基づき設置する路上駐車場に伴って設置されるものであって、国、地方公共団体が設置し、管理するもの。
- 2 「道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う時間制限、駐車区間規制の実施に際しての留意事項について」（昭和62.1.29建設省都市局長、道路局長通達）により、公安委員会が設置するもの

(位置)

歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置とし、歩行者等の通行に支障のない位置とする。

(構造)

相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損等により、美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれのない構造とする。

令第1号物件 幕

(方針)

- 1 極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り、認めることができる。
 - (1) 国又は地方公共団体が広報等のために設置するもの
- 2 台風等の強風(暴風警報程度)を伴う荒天が予想されるときには、一時撤去させることとする。
- 3 設置期間は、広報の対象となる催物、運動等の期間中とする。ただし、催物等の周知のために必要と認められるときは、準備期間中(直前の1ヶ月間に限る。)においても設置を認めることができる。

(位置)

- 1 道路を横断して設置することは認めない。ただし、真にやむを得ないと認められる場合に限り、橋梁などに添架して道路を横断させることができる。
- 2 信号機、道路標識等の効用を阻害するおそれのある場所及び交差点、曲折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。
- 3 支柱の位置は民地とする。やむを得ない場合でも道路余地又は法敷とする。

(構造)

- 1 幕の大きさは、幅1.0メートル以下とする。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損等により、美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれのないものとする。
- 3 信号機、道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 4 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとし、幕の地色は原則として白又は淡色に限るものとする。
- 5 前各項のほか、橋梁等に設置する場合は次によるものとする。
 - (1) 設置場所は高欄部とし、高欄部からはみ出してはならない。
 - (2) 取り付けには、針金等構造物を傷つけるようなものを使用してはならない。
- 6 広告の表示は、認めない。

令第1号物件 _____ その他 _____

アーチ（鳥居は除く。）

（方針）

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合については、この限りでない。

- 1 地方公共団体、商店会その他これに準ずる団体が公益上の目的又は地域振興の目的で設置する場合に限り、認めることができる。
- 2 当該道路が旧道的性格の強い道路（例えば近傍にバイパスがある場合等）で地域の生活道路となっている場所であることとする。
- 3 商業地域又はそれに準ずる地域で自動車の通過交通量の少ない場所であることとする。
- 4 当該区域が緊急輸送路に指定されていないこととする。

（位置）

道路が交差し、屈曲しているところでは、当該場所から相当程度離し、標識、信号等の効用を妨げない位置とする。

（構造）

- 1 占用物件には個人商店名、商品名、会社名等は表示してはならない。
- 2 倒壊、落下、はく離、汚損、火災等により交通に支障を及ぼすことがない構造にする。
- 3 地面に接する部分は、原則として民地とする。
- 4 道路を横断する場合は、車道幅員9メートル未満の道路とし、最下部と路面との距離5.0メートル以上とする。ただし、歩道を横断する部分のこの距離は、3.5メートル以上とすることができる。
- 5 アーチ本体の外観は、照明等を含めてできるだけ簡略なものにする。

令第1号物件 _____ その他 _____

選挙運動用のポスター等

(方針)

次の場合に限り、認めるものとする。

- 1 公営掲示板は、市町村の選挙管理委員会に限り認めることができる。
- 2 個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターは、公営掲示場に掲げるものを除き、認めない。

この場合、公営掲示板を許可することにより、個別ポスターの許可は不要とする。

- 3 選挙事務所を表示するために、又は、演説会場の立会演説会において演説会の開催中に、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板類については、道路管理上支障がない場合には許可ができるものとする。
- 4 公営掲示板の設置場所及び構造は、選挙管理委員会及び公安委員会と調整すること。

(位置)

- 1 原則として道路区域外に設置すること。ただし、やむを得ない場合は法敷又は道路余地に設け、法敷又は道路余地がない場合は、路端寄りに設けるものとする。
- 2 当該場所に設置する必要があると認められるが前項による適当な場所がない場合は、歩道幅員2.0メートル以上ある歩道において、歩車道境界から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、歩行者等通行に支障を及ぼさない場所に設けることができる。
- 3 次の箇所から5メートル以内での設置は認めないものとする。

交差点、曲り角、横断歩道、橋、隧道、踏切、道路(交通)標識、火災報知器、消火栓、及びバス停留所

- 4 掲示板は、原則として道路の方向と平行に設けるものとする。

(構造)

落下、はく離しないように注意し、特に風圧による倒壊には十分留意し、堅固な構造にするものとする。

(関係通知)

- 1 「選挙運動用ポスター等の掲示について」(昭和47年11月17日付け建関道第341号)
- 2 「選挙運動用ポスター等の取扱いについて」(昭和58年2月18日付け土木部長通知)

令第2号物件 ————— 工事中施設 —————

工事中板囲、足場、落下防護用施設

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り、認めることができる。

歩行者及び通行車両の安全が確保される場合

(位置)

1 工事中板囲、足場

(1) 地面に接して設ける場合

ア 歩道に設置する場合の出幅は、歩道の有効幅員の3分の1以内かつ路端から1メートル以内とする。ただし、やむを得ない場合は、路端から1メートル以内とし、歩行者等の通行に支障がないように十分配慮するものとする。

イ 車道に設置する場合の出幅は、路端から1メートル以内かつ道路有効幅員の10分の1以内とし、歩行者等の通行に支障がないように十分配慮するものとする。

ウ 消火栓、マンホール等の使用に支障がある場合は、認めないものとする。

(2) 地面に接しないで設ける場合

ア 出幅は、路端から1メートル以内かつ道路幅員の10分の1以内とする。

(3) 支柱を建柱して設ける場合

ア 歩車道区分のある道路歩道上に限り、設置できるものとする。

イ 支柱は、歩車道境界線から0.25メートル以上歩道寄りに離れた位置に設けるものとするとともに、歩行者の通行に支障がないよう十分配慮するものとする。

ウ 足場等の出幅は、路端から1メートル以内とする。

エ 支柱が、消火栓、マンホール等の使用に支障がある場合は、認めないものとする。

2 落下防護用施設

(1) 出幅は、歩行者等の安全が確保される範囲において必要最小限とする。

(2) 信号機、道路標識等に支障のない位置に設置することとする。

(構造)

1 工事中板囲及び足場を地面に接しないで又は支柱を建柱して設ける場合並びに落下防護用施設を設ける場合、施設の最下端と路面との距離は、歩道においては2.5メートル以上、車道においては4.7メートル以上とする。

2 道路の交差部に板囲を設ける場合には、隅切りをしなければならない。

3 足場の前面にはシート又は金網等を張るものとする。

4 落下防護用施設は、工具及び建設資材等の道路への落下を防止できるものとする。

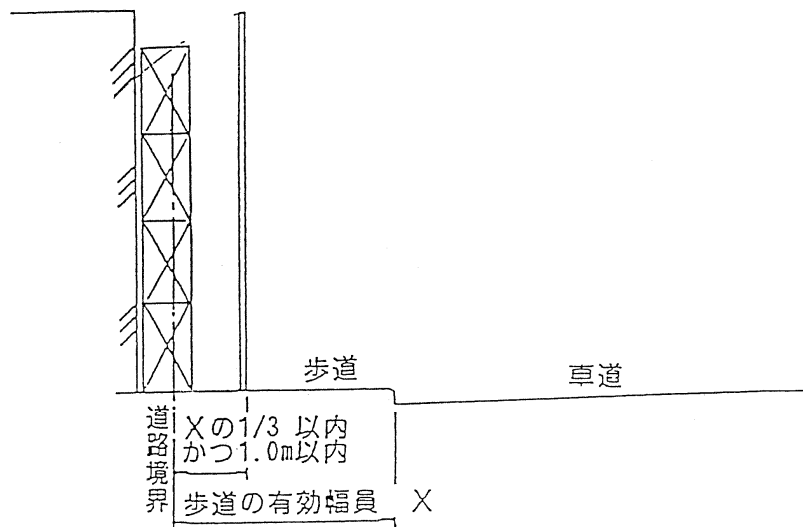
5 必要に応じ適当な照明施設等を設け、安全対策に十分留意するものとする。

6 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないものとする。

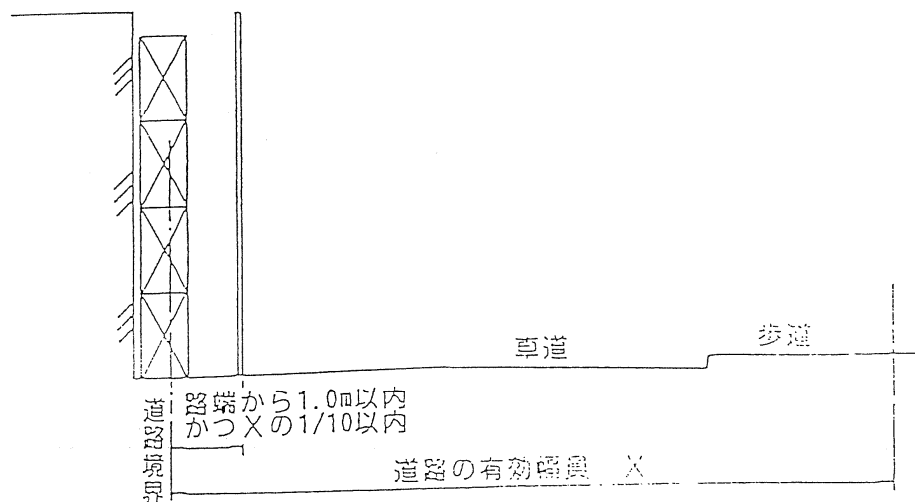
工事用板囲、足場、落下防護用施設

地面に接して設ける場合

歩道に設置する場合



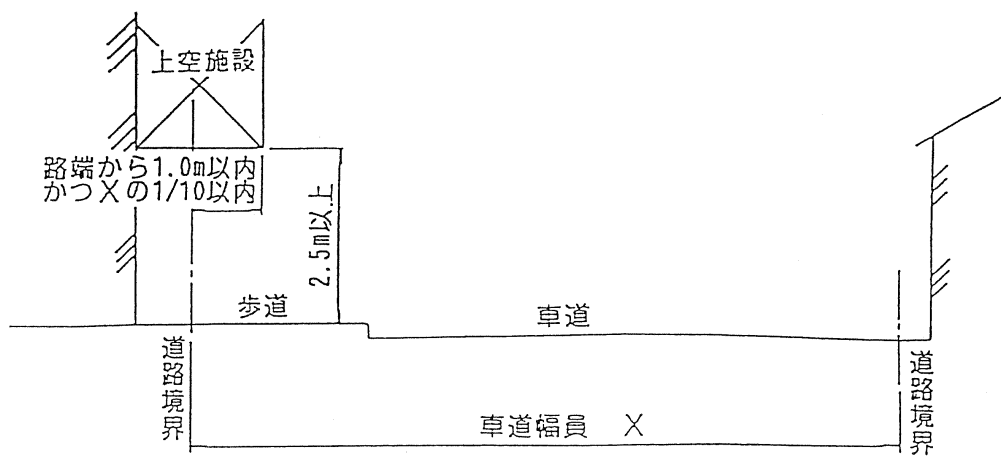
車道に設置する場合



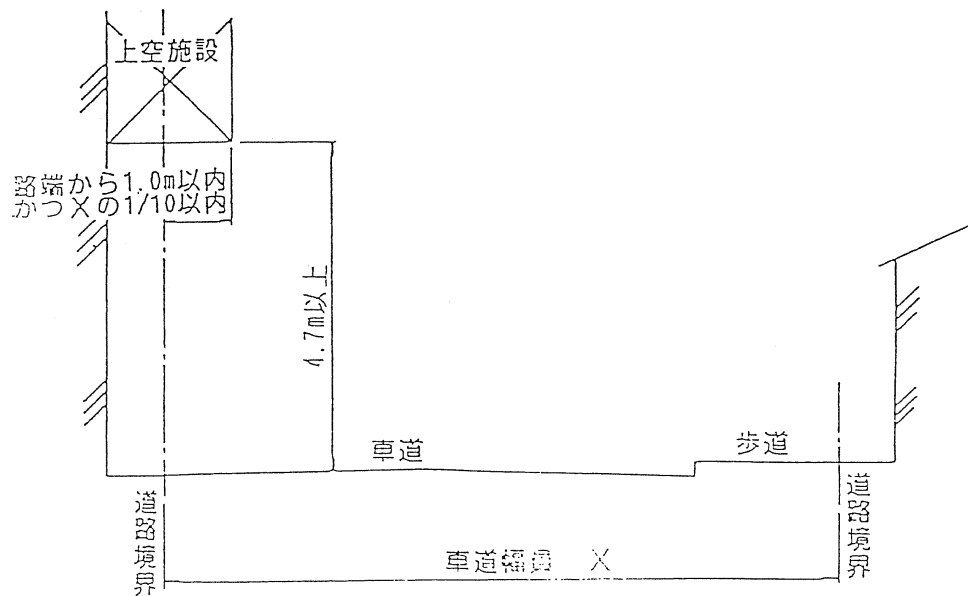
工事用板囲、足場、落下防護用施設

地面に接しないで設ける場合

歩道側

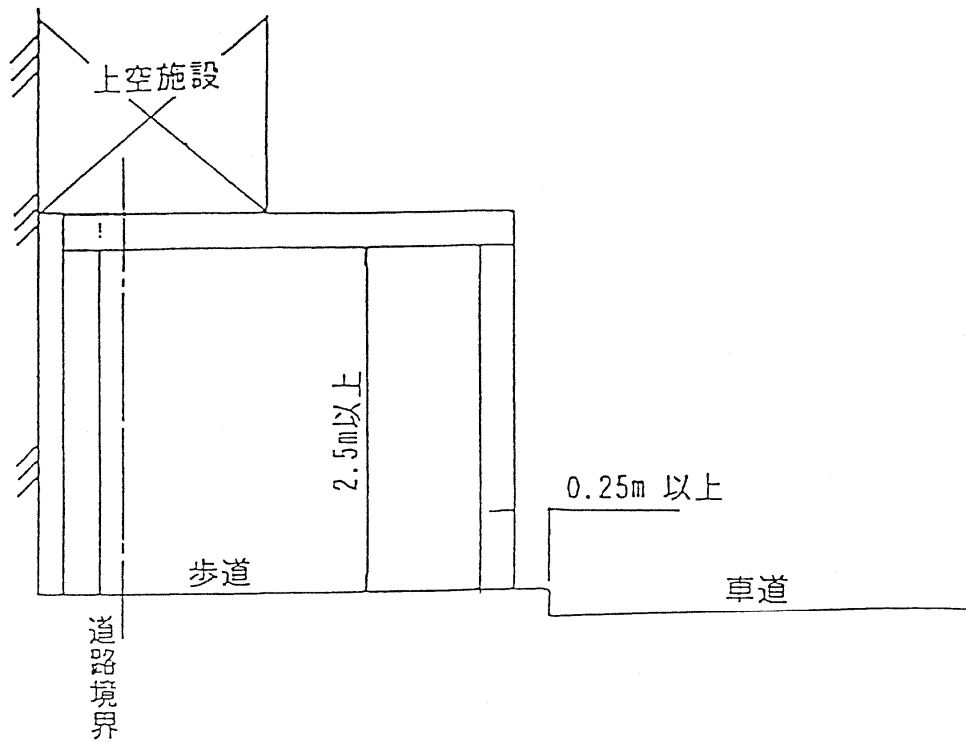


車道側



工事用板囲、足場、落下防護用施設

支柱を建柱して設ける場合



令第2号物件 _____ 詰所 _____

詰所

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り、認めることができる。

- 1 一時的なもので、必要最小限の大きさのものに限る。
- 2 施設本体が地面に接して設置することは認めないものとする。ただし、公共事業及び公益事業のための工事に伴って道路監督員、交通監視員等が待機する詰所に限って認めることができる。

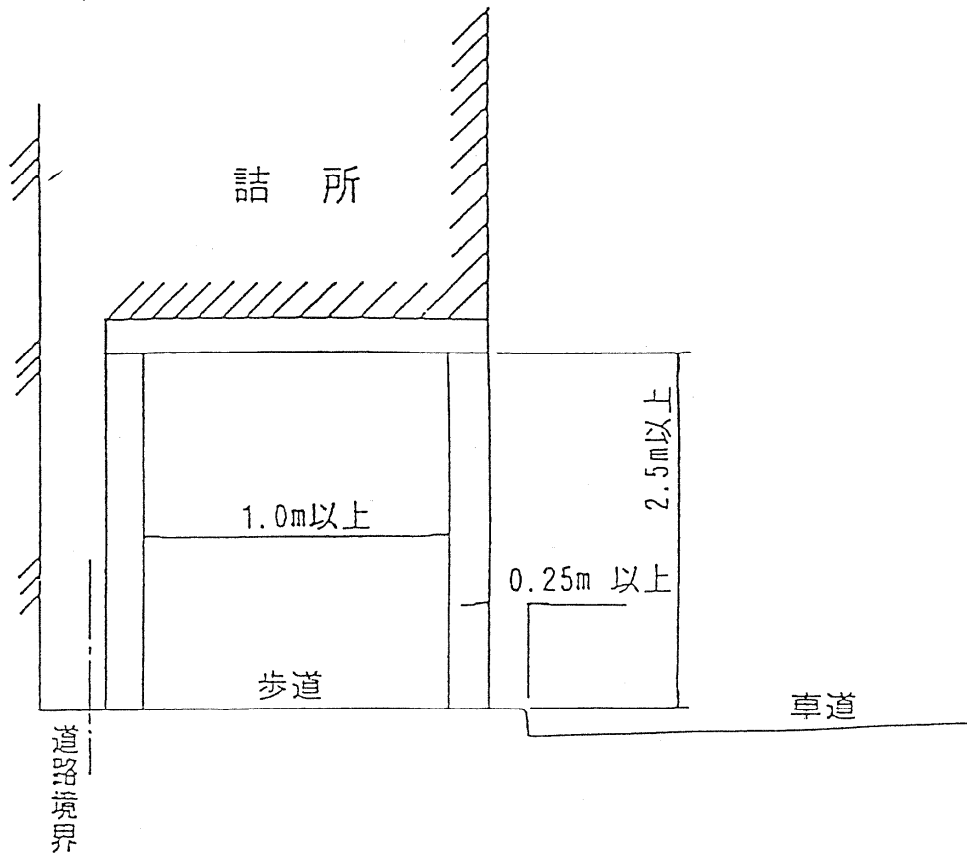
(位置)

- 1 施設本体が地面に接して設ける場合は、道路余地又は法敷に限る。
- 2 施設本体が地面に接しないで設ける場合は、次のとおりとする。
 - (1) 車道上空は、認めないものとする。
 - (2) 施設本体の最下部と路面との距離は2.5メートル以上とし、施設及び支柱は歩車道境界から0.25メートル歩道寄りへ離れた位置とする。
 - (3) 歩道に支柱を設置する場合の歩道の有効幅員は、1.0メートル以上確保するものとする。
 - (4) 民地側に設置する支柱は、原則として道路区域外に設置しなければならない。
- 3 消火栓、マンホールの使用に支障がある場合は、認めないものとする。

(構造)

- 1 施設本体を地面に接しないで設ける場合、施設の床は、水漏れを生じない構造とし、施設から直接道路に落下しない措置をとらなければならない。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は、交通に支障を及ぼさないようにしなければならない。
- 3 必要に応じて適当な照明施設を設けるものとする。

詰 所



令第3号物件 ————— 工事用材料 —————

工事用材料置場

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り、認めることができる。

- 1 一時的なもので、必ず撤去される見込みのあるもの。
- 2 占用面積は、必要最小限にするものとする。

(位置)

- 1 占用場所は、道路余地又は法敷に限る。
- 2 消火栓、マンホール等の使用に支障のある場所は、認めないものとする。
- 3 必要に応じ適当な照明施設等を設けなければならない。

(その他)

材料置場の危険防止のため外枠等崩壊防止対策を講じ、安全対策に充分留意するものとする。

令第6号物件 トンネル上の施設 _____

トンネルの上に設ける施設

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り、認めることができる。

- 1 国、地方公共団体及び公益的事業者が管理するもの
- 2 トンネル上の土地の所有権を取得している者の占用は、認めることができる。

(位置)

- 1 トンネルの構造の保全に支障のない場所とする。
- 2 トンネルの換気又は採光に支障のない場所とする。
- 3 電柱、電線、水管、下水管及びガス管については、トンネルの上以外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所とする。
- 4 トンネルの上の地下を占用する場合は、次のようにするものとする。
 - (1) 路面をしばしば掘さくすることのないように計画され、かつ、占用物件が他の占用物件と錯そうするおそれのないものであること。
 - (2) 占用物件は、工事実施上又は保安上支障のない限り、相互に接近していること。
 - (3) 占用物件は、地面又は地面にある占用物件に支障のない限り、地面に接近していること。

令第6号物件 ————— 高架道路路面下施設 —————

高架道路の路面下における施設

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り、認めることができる。

1 高架下の占用は、道路管理上及び土地利用上十分検討し、他に余地がないため必要やむを得ない場合でなければ、認めないものとする。

2 高架下の占用物件は、地方公共団体又は道路管理者と同等の管理能力を有すると認められる者に限り、認めることができる。

3 高架下の占用物件は、次に掲げるものとする。

(1) 駐車場、公園緑地等都市内の交通事情、土地利用等から必要と認められるもの

(2) 警察、消防、水防等のための公共的施設

(3) 倉庫、事務所、店舗その他これらに類するもの。ただし、次に掲げるものは除く。

ア 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置するもの

イ 風俗営業用施設その他これらに類するもの

ウ 住宅（併用住宅を含む。）

4 前項第1号に該当するものを地方公共団体又は道路管理者と同等の管理能力を有すると認められる者以外が占用するとき及び同項第3号に該当するものを占用するときは、国土交通省との事前協議を要するので、道路占用主管課と事前に調整すること。

5 次のいずれかに該当する高架下の占用は、認めないものとする。

(1) 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架道路とした場合の当該高架下の占用

(2) 道路管理者が学識経験者の意見を聞いてあらかじめ策定した高架下道路利用計画に適合しないもの

(3) 一部車線を高架とした場合における当該高架下又は高架道路の出入口付近の占用

(位置)

高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。

(構造)

1 高架道路下の橋脚の外側（橋脚の外側が高架道路の外側から各側1.5メートル以上下がっているときは、当該1.5メートル下がった線）を越えてはならないこと。

2 占用物件が事務所、店舗等であって、その出入口が高架道路と平行する車道幅員5.5メートル以上の道路に接する場合には、歩道（幅員1.5メートル以上とする。）を設けること。

3 構造は、原則として耐火構造とすること。

4 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせすること。

5 天井は、高架道路の桁下から1メートル以上空けること。

6 壁体は、原則として高架道路の構造を直接利用しないこと。

7 緊急の場合に備え、市街地にあつては最低約30メートルごと、その他の地域にあつては約50メートルごとに横断場所を確保しておくこと。

8 高架道路の分離帯からの物件の落下等高架下の占用に危険を生ずるおそれのある場合

においては、占用者において安全確保のため必要な措置を講ずること。

9 占用物件の意匠等は、都市美観を十分配慮して定めるものとする。

(関係通知)

- 1 「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和33年11月28日付け建設省道発第497号)
- 2 「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和37年9月4日付け建設省道発第377号)
- 3 「高架道路の路面下の占用許可について」(昭和40年8月25日付け建設省道発第367号)
- 4 「高架下の占用について」(昭和47年3月17日付け建設省道政発第17号)
- 5 「高架道路の路面下占用許可及び石油圧送施設の占用許可に係る事前協議について」(昭和58年2月5日付け建設省道政発第12号)